

# 市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

NO.194

2022/12/1

【毎偶数月1日発行】



発行者の住所：〒108-0073 東京都港区三田3-4-17-206 TEL:03-6435-2030 FAX:03-6435-2031  
Eメール：info@iken30.jp ホームページ：https://www.iken30.jp 郵便振替：00120-9-359506 市民の意見30の会  
\* 隔月刊/普通会員（購読料・送料とも）年2500円、協力会員年5000円、敬老・障がい者会員年2000円、頒価1部400円。

「アイよ、元気でいるか。変わりはないか。戦争は日に日に激しくなってくるようだ。戦場に吹く風もしだいに冷たくなってくる。まるで嵐の前夜のようだ」  
「このぶんだと、自分はもう生きて帰れないかもしれない。しかし、たとえそうであっても、家にのこしてきた作品だけは大事に守ってくれるように」

（窪島誠一郎『無言館にいらっしやい』筑摩書房）



「自画像」渡辺 武  
（無言館所蔵）

## 市民の意見 194号 目次

### ■特集1 軍拡日本を問う

岸田自公政権下で進む軍拡政治 飯島滋明  
玉川大学の量子暗号研究の危うさ 小寺隆幸 5

### ■特集2 国際勸告を突きつけられた日本の教育

国際勸告を突きつけられた 渡辺厚子  
文部科学省・都教委 児玉勇二 9  
包括的な性教育を 12

### ■特集3 「棄民化」する原発政策

なぜ被災者は 中部 博 16  
被告にされてしまったのか 山口幸夫 20  
政権、原発回帰か

### ■運動の現場から

戦争をとめる、やらせない 大木晴子 24  
10・21シンポジウム

2023年期 市民意見広告運動、始動 北原博子 33

連載 よそもの目線のヒロシマ④ 田浪亜央江 27

連載 皇室情報の検証⑦ 天野恵一 29

連載 非暴力と反軍の九条⑩ 古沢宣慶 35

### ■文化

連載エッセイ⑧9 弱いつながら 鈴木一誌 26  
本の紹介 栗原俊雄『戦争の教訓』 福島宏希 34  
読者のおたより 38

会計報告 38 編集後記

題字 安西賢誠 印刷・レイアウト (有) 山猫印刷所

# 岸田自公政権下で進む軍拡政治

飯島 滋明

## 1 はじめに

安倍自公政権・菅自公政権と異なり、岸田首相の下では「軍拡政治」に多少の歯止めがかかるのではないかと推測もあった。ところが岸田自公政権下でも、依然として軍拡政治が進められている。ある意味、安倍自公政権・菅自公政権以上の軍拡が進められている。ここでは岸田自公政権下での軍拡政治を紹介した上で、その問題点を指摘する。

## 2 「敵基地攻撃能力の保有、GDP比2%以上」

岸田自公政権下では「敵基地攻撃能力の保有」「軍事費対GDP比2%以上」が主張されてきた。2022年4月26日、自民党の安全保障調査会は「新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言」を策定した。この提言では、「弾道ミサイル攻撃を含むわが国への武力攻撃に対する反撃能力(counterstrike capabilities)を保有し、これら

の攻撃を抑止し、対処する。反撃能力の対象範囲は、相手国のミサイル基地に限定されるものではなく、相手国の指揮統制機能等も含む」とされている。岸田自公政権下では「指揮統制機能等」も先に攻撃するとされた。

なお、「敵基地攻撃論」、真の狙いは「共和国」ではない。『軍事研究2022年3月号』198頁で文谷数重氏は「敵地攻撃は本来、中国対策だ。日本の軍事力劣勢を改善する必要がある。そのための努力の一要素として導入が検討されている施策である。ただ、対中導入では国民の納得は難しい。……そのための口実として北朝鮮の弾道弾脅威を持ち出している」と主張する。2020年8月4日の自民党提言では中国を名指ししている。ニュースソースについては私も発言できないが、自民党国会議員が「北京を攻撃する」等の発言をしているとの情報を得ている。あからさまにこうした説明はできないため、北朝鮮のミサイルを口実に「敵基地攻撃論」の主張をしてい

ることを認識する必要がある。

さらに「提言」では軍事費(防衛費)についてGDP比2%以上の増額が主張される。4月26日の提言の趣旨は、その後の「骨太の方針」等でも繰り返し主張される。

2022年11月21日に提出された有識者会議の「提言案」でも、「反撃能力の保有」が不可欠の方針が記載される。射程外から攻撃できる国産スタンド・オフ・ミサイルの改良、外国製のミサイル購入により、「今後5年を念頭に十分な数のミサイルを配備する」と書き込まれる。「防衛費増額の財源」については「幅広い税目による国民負担が必要」とされる。

## 3 頻繁に繰り返される日米共同軍事訓練

岸田自公政権下ですすめられている「戦争できる国づくり」の一環として、実際の戦争を想定しての軍事訓練が今まで以上に実施されている。ここでは「キーン・ソード23」に言及する。

2022年11月10日から19日にかけて、日米共同統合演習「キーン・ソード23」が行なわれた。各種報道で言われるように、日米から約3万6000人、艦艇約30隻、航空機370機等が参加する、最大規模の軍事演習である。「キーン・ソード23」は三沢

基地や市ヶ谷、府中、長崎県津多羅島でも実施されているが、ここでは鹿児島県徳之島と沖縄県で行なわれた軍事訓練の概要を紹介する。

### (1) 徳之島

11月17日、花徳海岸沖にはアメリカ軍の揚陸艦と自衛隊の輸送艦が展開した。2隻から出てきた陸上自衛隊の水陸両用強襲車「AAV7」14両や偵察用のゴムボートに乗った、200人以上の隊員が周囲を警戒しながら浜に上陸した（MBC南日本放送2022年11月17日19時35分配信記事）。

11月18日には沖縄普天間基地のアメリカ軍オスプレイが伊仙町のグラウンドに着陸する訓練が行われた。日米のオスプレイが連携して訓練を行うのは南西諸島初となる。

### (2) 沖縄

- 以下、沖縄で行なわれた日米共同軍事訓練を紹介する（③で紹介する与那国島を除く）
- ・〈嘉手納基地〉…「米軍輸送機で自衛隊の中距離ミサイル発射装置輸送等」
  - ・〈キャンプ瑞慶覧〉…「海軍病院に医療拠点」
  - ・〈牧港補給地区〉〈那覇港湾施設〉…「日米共同の後方拠点」
  - ・〈中城港〉…民間チャーター船で車両73両等を輸送。車両は国道58号線で移動。
  - ・〈知念分屯地〉…「統合電磁波作戦」
  - ・〈那覇基地〉…「基地警護で16式機動戦闘車展開」

### 車展開

・〈那覇駐屯地〉…「日米共同の連絡調整所設置」

・〈八重瀬分屯地〉…「地対艦ミサイル部隊の展開」

・〈南与座分屯地〉…「部隊展開」

・〈久米島分屯地〉〈与座岳分屯地〉…「基地警護」

・〈宮古島分屯地〉…「陸空自共同の基地警護」

・〈沖大東島〉…「日米共同の実弾射撃訓練」

「ここまでやるの！」と感じるのは私だけだろうか？これが「負担軽減」なのか。

### (3) 与那国島

まず、与那国島に「日米連絡調整所」が設置された。

『琉球新報』2022年11月19日付によれば、「陸自与那国駐屯地では米海兵隊とともに「日米連絡調整所」を設置し、国民保護などに関して日米間の連携を確認する訓練を行うと説明された」。「日米連絡調整所」、米軍の発表では「二国間陸上戦術調整センター」（BG TCC）とされている。そして「自衛隊によると現場レベルで戦術調整を行う場

所で、陸自と米海兵隊の担当者が分野別に隣り合って座り、地図を見ながら戦術をすり合わせる」という。

次に、与那国島では「タイヤで走る戦車」とも言われ、74式戦車に匹敵する砲力をもつ16式機動戦闘車（Mobile Combat Vehicle、MCV）が公道を走行する訓練も行われた。与那国島には築城基地（福岡県）からC-2輸送機でMCVが空輸された。空輸されたMCVは与那国空港で降り（写真1）、与那国駐屯地まで公道を走行した（写真2）。16式機動戦闘車に公道を走らせる目的は何か。『琉球新報』2022年11月18日付



写真1（上） C2 輸送機と MCV 写真2（下） 公道を走る MCV

社説(電子版)では、防衛省幹部は「有事になった時に通ったことがない道を通る『ぶっつけ本番』では戦いにならない」と述べている。与那国島で16式機動戦闘車を走らせる必要性があると防衛省が判断したのは、与那国島でMCVを活用、つまり与那国島でMCVが攻撃することを想定した訓練であり、与那国島を戦場にする想定をした訓練になる。

なお、16式機動戦闘車が公道を走行したのは与那国島だけではない。16式機動戦闘車は北熊本駐屯地(熊本市)から高速道路を経由し、自走して築城基地まで移動した(『赤旗』2022年11月16日付)。C-12(輸送機)は美保基地(鳥取県)から築城基地、そして与那国島に飛行した。「キーン・ソード23」は九州じたいも自衛隊の出撃拠点。後方支援基地としての機能向上を目指す訓練にもなっている。

## 4 なにが問題か

### (1) 敵基地攻撃能力の保有

『時事通信』2022年1月30日付によれば、「他国領域内からミサイルを撃たれる前に発射拠点や司令部を攻撃する」のが「敵基地攻撃論」である。「敵基地攻撃論」で忘れられてはならないのは、日本が攻撃されてもいけないのに、「攻撃されそう」と

時の政府が認定し、先に攻撃することを認める主張である。たとえば外国から、「日本が先に攻撃しそう」という理由で先に攻撃されたら、日本の市民は納得するか? 「やり返せ!」という主張一色に日本社会が染まるのではないか。実際にやり返す事態になるかもしれない。「敵基地攻撃論」は相手国にこうした感情と対応をもたらす主張である。こうした攻撃は国際法上の「武力不行使の原則」(国連憲章2条4項)、さらには日本国憲法の徹底した平和主義からは決して認められない。

なお、「敵基地攻撃論」、自民党は「反撃能力」と言い換えている。国民を欺くひどい「ごまかし」である。先に攻撃する理論を「反撃能力」などとごまかす点でも「敵基地攻撃論」は問題がある。

(2) GDP比2%以上

次に、GDP比2パーセント以上を軍事費(防衛費)に費やす問題を指摘する。ここでも多くの批判が可能であるが、日本がGDP比2パーセント以上に軍事費を増大させても、中国に対抗できるのか? 『東京新聞』2022年4月26日付によれば、

米国の軍事費7320億ドル、中国の軍事費2610億ドルに対し、日本の軍事費は376億ドル。たとえば日本の軍事費を2倍にしても952億ドル。これで中国に対

抗できるのであろうか。

そもそも5兆円以上もの軍事費の増額が今の日本で適切なのか。たとえば『共同通信』2022年8月17日付には「コロナの影響 自殺者8000人増 20代女性が最多 東大試算」との記事が掲載されている。仲田泰祐(東大准教授(経済学))は「男性より非正規雇用が多い女性は経済的影響を受けやすく、若者の方が行動制限などで孤独に追い込まれている可能性がある」と述べている。5兆円以上の税金、軍事費を増加させるよりもこうした自殺者を出さないための政策に費やすべきではないのか。

(3) 中国との戦争を想定する「平和ボケ」の政治家たち

そもそも中国との戦争を想定することが本当に適切なのか。アメリカ軍関係の新聞『STARS AND STRIPES』NOV.14,2022では、「沖縄の基地は中国との紛争で生き残れないだろう (Okinawa bases won't survive a conflict with China)」、「第一列島線、とりわけ嘉手納には、中国との紛争で生き残れるものは何もないだろう (Nothing on the first island chain, especially not Kadena. Will be survivable in a conflict with china)」と指摘されている。そして嘉手納基地からF15を撤退させることを主張している。F15を撤退させること自体、「在日米軍は日本を守る」

という主張が虚偽であることを改めて事実で証明する。その点は置くとして、万が一、中国と日本が戦争し、それが拡大すれば、「生き残れない」のは「沖縄の基地」「第一列島線」だけでは済まなくなる。だからこそアメリカのバイデン大統領も折に触れ、中国との関係改善を目指した外交を進めている。にもかかわらず、自民党の政治家たちは「中国の脅威」を口にして軍拡政治、ひいては憲法改正を主張する。「戦争」の現実を冷静に踏まえ、中国との武力行使、ひいては憲法改正を唱える自民党などこそ、戦争の悲惨さを認識できない「平和ボケ」である。中国を敵視し、「敵基地攻撃論」「GDP比2%以上の軍事費の増大」「日米軍事訓練」を繰り返す等、岸田自公政権の「軍拡政治」は「国民を守る」どころがかえって国民を危険にさらす。岸田自公政権下でも進められてきた「軍拡政治」は根本から転換されなければならない。

(いじま・しげあき／名古屋学院大学。憲法学・平和学)

## 玉川大学の量子暗号研究の危うさ

小寺 隆幸

### 地域の人々の思いと大学の異常な対応

2020年8月28日、共同通信が「軍事応用研究の助成に採択」という見出しで、玉川大学が「量子暗号の基礎研究」で防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度に採択されたことを報じた。2021年4月から3年間、毎年防衛費から1300万円程度が支払われるのである。

このニュースは私達町田市民にとって青天の霹靂だった。玉川大学は大正自由教育の中で全人教育論を提唱した小原國芳により創設され、学則にも「全人教育」を掲げるリベラルな大学だと思っていたからである。

しかもこの年に応募した大学はわずか9校、採択されたのは玉川大学と情報セキュリティテイ大学の2校のみである。2017年に日本学術会議がこの制度には問題が多いと声明を発して以降、多くの大学が軍事研究には携わらないとし、応募が激減している中で、なぜ玉川大学が手をあげたのだ

ろうか。

ただその時点ではコロナ禍により大学は休校中であり、市民活動もままならなかった。その後コロナ感染が落ち着いてから市民有志の話し合いを始め、22年1月に町田市民61名の連名で、抗議ではなく、大学の考えをお聞きしたいと丁寧に要請した。しかし大学はすぐそばに住む人々との話し合い自体を拒否したのである。

その後の再度の要請も拒否されたので、私たちは「玉川大学軍事研究疑惑を問う町田市民有志の会」賛同者63名、世話人・井野博満・東京大学名誉教授、小寺隆幸・京都橋大学元教授、藤井石根・明治大学名誉教授)を結成し、この問題を広く市民に訴えることにした。3月末に記者会見を行ない、その様子は朝日新聞(多摩版)やしんぶん赤旗などに報じられた。その後、駅頭や地域でのチラシ配布、学習会、町田市民連合との共同の街宣などを行なってきた。9月4日には玉川大学前の市のコミュニティセンターに井原聰・東北大名誉教授を招き「戦争に動員さ

れる科学者・技術者——玉川大学量子暗号研究と経済安保法」と題した講演会を開催した。(この表題で検索するとYouTubeを見ることができる。)地元住民や玉川大学卒業生などを含む120名が参加し、経済安保法施行の下での危うさについて話し合った。その後参加者の大学に対する願いを記し、改めて話し合いを求める要請書を11月15日に大学に送付したが、11月28日に拒否する回答が届いた。

## 安全保障技術研究推進制度とは

玉川大学が採択された安全保障技術研究推進制度は、安保法制(戦争法)強行採決の半年前の2015年4月に安倍政権が始めたものである。集团的自衛権を認め、米国と共に戦争ができる国にすることを画策していた安倍政権は、法制化と並行して、先端兵器の開発と軍事産業育成のための取り組みを着々と進めてきた。これまで自衛隊の兵器は主に防衛省の装備研究所で開発してきたが、AI、ロボット、バイオ、量子などの最先端科学・技術は防衛省の手に負えない。そこで2013年に「大学や研究機関と連携し、防衛にも応用可能な民生技術(デュアルユース技術)の積極的な活用に努める」とした防衛大綱を策定、その具体化として、大学などの独自の研究を発

掘し、兵器へと活用していくためのファンディング制度を創設したのである。

この制度は「先進的な民生技術についての基礎研究を公募」するもので軍事研究ではないと防衛省は言うが、「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し」と明記されているように、将来の兵器開発に使える研究だからこそ防衛費から資金を出すのである。そして研究が始まれば防衛省職員が定期的に訪問し、研究計画や研究内容について調整、助言、指導を行う。こうして研究者はじわじわと軍事研究に取り込まれていく。そこで日本学術会議も「学問の自由」を守る観点から、「研究の方向性や秘密保持をめぐり政府による介入が強まる懸念がある。将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行なわれ、防衛装備庁職員が進捗管理を行なうなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い」と2017年声明で指摘したのである。その声明を受けて、15年度には58件もあった大学からの応募は、18年度以降10件前後に激減した。

一方安倍政権は、15年度3億円だったこの制度の予算を17年度から一挙に100億円に引き上げ、最高20億円まで助成する大規模助成も新たに組み込んだ。国立大学の法人化以降、運営費を毎年減額し続けた結

果、研究費不足に喘ぐ大学・研究者を金で釣ろうという意図も透けて見えるが、それでも乗る大学は少なかった。その中で玉川大学が学術会議声明を無視して応募したのである。しかも量子暗号という世界でも最先端の研究である。そのことも私たちに驚きだった。

## 玉川大学の量子暗号研究

暗号は今、私たちの生活にも不可欠なものになっていく。インターネットを通じたクレジット決済など、情報が暗号化され、第三者には解読されないから安全なのである。そして暗号は軍事ではさらに重要である。第二次大戦でナチス・ドイツはエニグマという当時絶対解けないと思われた方法でUボートに指令を送っていた。それをイギリスの数学者が解読し、Uボートの行動が筒抜けになることが連合軍の勝利に大きく貢献した。司令部から艦船や戦闘機への指揮命令が衛星を介して行なわれる現在、暗号は戦争の勝敗を左右する決定的意味を持つ。

現在主に使われているのはRSA暗号といい、大きな数の素因数分解の困難性を利用し、スーパーコンピュータでも解読に天文学的な時間がかかると思われている。しかし2040年代に量子コンピュータが実用

化されれば短時間で解読されかねない。そこで量子力学の特性を利用し、絶対解読されない量子暗号の研究が世界中で始まっているのである。

そして玉川大学は量子暗号の研究で世界のパイオニアだった。1990年からフランス国立科学研究センターと共に「量子通信国際会議」を主催し、2011年には玉川大学量子情報科学研究所を設立している。研究所の2012年10月16日の記事には、「玉川大学では、米国防務総省高等研究計画局の要請にこたえる1000ギガビット毎秒の光通信の安全性確保をめざした量子暗号の研究が進められています」と記されていた。(今年2月、私たちがこの記述は国防総省の誤りだと指摘すると、大学は記事自体を修正してしまった。)このように米国防総省との関係を築いてきたという経緯の中で、防衛省の制度への応募がなされたのである。

現在、世界の量子暗号の研究には主に二つの方法が提唱されており、玉川大学はその一つである光の量子雑音を用いるY100方式で世界の先端にいる。玉川大学は実験で1000km離れたところに情報を送ることに成功したと公表している。ただこの方式は絶対解読されないとは言い切れない弱点を有している。もう一つのBB84方式は絶対に安全な方式だが、光子の減衰により

100km程度しか届かないという課題を抱えている。

政府が今年4月に決定した「新たな量子技術に関する戦略」はBB84方式を進めるとし、国立情報通信研究機構が中心となり東芝やNECなどが参加したプロジェクトが既に始まっている。政府レベルでは玉川大学の研究は傍流だが、それぞれ長短があるので防衛省は玉川大学にも投資し、将来の軍事利用も考えるというスタンスなのだろう。

### 経済安保法成立の今、新たな危険性が

今年4月「経済安全保障推進法案の重要技術の1つが『量子暗号』で、玉川大学で研究が進む」と日テレNEWSが報じた。検索すれば今も映像を見ることが出来る。昨年11月、岸田首相は「量子暗号は日本が世界をリードできるポテンシャルのある分野だ」と言い21年度補正予算で量子暗号通信の研究開発に145億円を充てた。さらに今春成立した経済安保法では、量子暗号などの特定重要技術の研究開発を政府が一元的に管理・統制するシステムを創り、「協議会」を組織し、そこに参加する研究者にも罰則付きの守秘義務を課すこと、開発された技術に軍事的必要性があれば特許の公開も制限することが定められた。既に米国では、

量子暗号研究の一部が国家機密に移行している。

玉川大学はこのような危険性を理解しているのだろうか。2度の要請に対する大学の返答には次のように書かれていた。

- ①基礎研究であり軍事目的と主張される事は心外である
- ②研究成果の公表は国が約束している
- ③量子暗号の研究がどのような形で社会の中で応用されるかは今後の課題、利用方法については注意していきたい
- ④日本学術会議の声明には法的拘束力は無い
- ⑤軍事目的の研究はしない
- ⑥米国防総省からの資金投与はない

だが民生技術として生かしたいのであれば、防衛資金ではなく科学研究費を用いるべきだった。この3年間の研究は基礎研究として成果が公開されて終了するかもしれない。だが、防衛省が軍事に使えると思えば、その後、軍事応用を目指す「橋渡し研究」へ誘う可能性もある。これは基礎研究から軍事利用への橋渡しをするために2年前に防衛装備庁が始めた大学・公的研究機関・企業への委託研究制度であり、今年の予算は9億円だったが、来年度は一挙に

2022 9 4



9月4日 講演会 真剣に聞く市民の方々

214億円にしようとしている。もし玉川大学がその誘いに乗れば、研究は軍事機密となり、優れた研究が民生に使えなくなるかもしれない。

さらに経済安保法による量子暗号研究の「協議会」が今後発足する。そこに防衛省と親しくなった玉川大学の優れた研究者が引き抜かれるかもしれない。その研究者は、研究秘密を漏らせば懲役刑となる立場に置かれる。経済安保法の本質は「軍事技術開発への研究者の動員」である（7月25日内閣官房経済安全保障法制準備室の文書の言葉）。大学はこのような動員から研究者を守る責任がある。

また③で「利用方法については注意したい」と言うが、研究結果を防衛省がどう使うかについて大学が口出しできるものではない。だからこそ日本学術会議は、「科学者が、自らの研究成果がいかなる目的に使用されるかを全面的に管理することは難しいからこそ、まずは入口において慎重な判断が求められる」としたのである。それに対して「法的拘束力がない」という言葉には唖然とする。「学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性、研究成果の公開性」を守る（2017年声明）ために、

学問と教育の場としての大学の倫理が問われているのである。

最後に講演会に参加した地域の方々の玉川大学への願いを紹介しよう。

「この学園で学んだ身として軍事に向かう研究は絶対しないでほしい。平和的な産業や技術の発展に貢献するような研究に徹してほしい。対話に応じてほしい。」

「軍事機密の分野に踏み込むと大変なことになります。今からでも遅くありません。引き返してください。」

「全人教育を掲げ教員養成をする大学で、つくる会教科書を採用したところから危うさを感じていましたが、軍事に踏み込んでいくことに驚いています。『人生の損な場面をほほえみを持って担当せよという』 Motto はこういうことだったのですか？ 子供を教育するに恥じない精神を取り戻していただきたいです。」

「学問をつかさどる機関として、学生を軍事研究や戦争に関わらせることはしてはいけなと思います。逆に平和への方法を学ばせるべきです。」

私たちはこのような地域の人々とともに、玉川大学が軍事研究の罫から抜け出せるまで粘り強く取り組む決意である。

（こでら・たかゆき／玉川大学軍事研究疑惑を問う町田市民有志の会・京都橘大学元教授）



# 国際勧告を突きつけられた文部科学省・都教委

渡辺 厚子

日本政府は今年、セアートと自由権規約委員会から相次いで「日の丸・君が代」強制をやめるよう勧告された。どのような勧告が出されたのか、文科省・都教委は勧告にどのように対応しているのか、その一端をお伝えしたい。

## 1 セアートって何？

1966年日本政府も参加し、全加盟国の賛成で採択された「ILO／ユネスコ教員の地位勧告」という勧告がある。これは条約審査ごとに出される勧告とは異なり、教員に関する全てを網羅した国際基準で、監視委員会を備え持つ。

設けられた監視委員会をセアートという。ILO側とユネスコ側から専門委員を出し、合計12名で3年に1回会合を開き、申し立てなどを検討し、勧告を含む最終報告書を採択している。

ILO／ユネスコ教職員勧告適用合同専門家委員会ILO-UNESCO Committee of Experts on the Application of the

Recommendations concerning Teaching Personnel の頭文字をとってCEART、セアートと呼んでいる。

## 2 日本政府への勧告

東京の独立系労組（日教組にも全教にも属していない組合）であるアイム'89東京教育労働者組合は2014年に、セアートに対して、「日の丸・君が代」の強制はILO／ユネスコ教員の地位勧告に違反している、と申し立てた。

慎重な審査が行われ、2018年10月第13会期にセアートは、ILOとユネスコが以下の勧告を日本政府へ出すよう記した最終報告書を採択した。

110. 合同委員会（\*セアートのこと。筆者注）は、ILO理事会とユネスコ執行委員会が日本政府に対して次のことを促すよう勧告する。

(a) 愛国的な式典に関する規則に関して教員団体と対話する機会を設けること。こ

のような対話は、そのような式典に関する教員の義務について合意することを目的とし、また国旗掲揚および国歌斉唱に参加したくない教員にも対応できるようなものとする。

(b) 消極的で混乱をもたらさない不服従の行為に対する懲罰を避ける目的で、懲戒手続について教員団体と対話する機会を設けること。

(c) 懲戒審査機関に同僚教員の関与を得ることを検討すること。

(d) 現職教員研修が、引き続き教員の職能開発を目的として実施され、懲戒または懲罰の手段として利用されないことを確保するため、現職教員研修に関する政策および実務を再検討しかつ改革すること。

(e) 障がいを持った生徒および教員ならびに障がいを持った生徒を支援する者のニーズに照らし、愛国的式典に関する要件を再検討すること。

(f) 上記勧告に関する取り組みについて合同委員会への通知を怠らないこと。

上記最終報告書（勧告）は、翌年2019年3月ILO理事会、4月ユネスコ執行委員会検討・承認・公表され、ついで6月にはILO総会で、翌年にはユネ

スコ総会で承認された。

セアートの勸告は、この承認によって、ILOとユネスコの勸告となった。日本政府は、ILOとユネスコから「日の丸・君が代」強制是正勸告をつきつけられたのである。

### 3 2度目の勸告

しかしながら日本政府はこの勸告を無視した。日本の実情や法制に合わない、よく知らないで出したものだと言われ、日本語訳すらしなかった。

「市民会議」とアーム<sup>89</sup>では、文科省のあまりのネグレクトぶりに、セアートに対して4度もフォロアップレポートを送った。

その結果、2021年10月第14会期において再び勸告を含む最終報告書が出された。最終報告書は、6月ILO総会で承認され、11月にはユネスコ執行委員会を経て総会で承認された。

日本政府は、ILOとユネスコから再び勸告を突きつけられたのである。

勸告はいう。

「171. (前略) 1966年勸告は、国際基準の形で教員の権利と責任を定めようとしたILOとユネスコ加盟国による記念碑的な努力を反映したものである。加盟

国が全員一致で採択した規範的文書という地位は、1966年勸告に重要な政治的道的迫力を与えている。合同委員会はまた、

1966年に同勸告を採択した教員の地位に関する特別政府間会議に参加したILOとユネスコの両者に日本が加盟していたことを想起したい。標準的な国際文書として、

その基準はすべての国に適用されることを意図している。(以下略) (傍線筆者)

全会一致で賛成した1966年ILO/ユネスコ勸告を軽く見るな、日本はいつも国内法をもち出して勸告の実施を渋るが、1966年勸告に賛成した加盟国として勸告実施に努力すべきである、と諄々と説いている。

その上で、地方公共団体との適切指導の共有、日本語訳の教員団体との共同作成を勸告した。

「173. 合同委員会は、ILO理事会とユネスコ執行委員会に対し、日本政府が以下のことを行なうよう促すことを勧告する。

(a) 本申立に関して、意見の相違と1966年勸告の理解の相違を乗り越える目的で、必要に応じ政府および地方レベルで、教員団体との労使対話に資する環境を作る。

(b) 教員団体と協力し、本申立に関連する合同委員会の見解や勸告の日本語版を作成する。

(c) 本申立に関して1966年勸告の原則がどうしたら最大限に適用され促進されるか、この日本語版と併せ、適切な指導を地方当局と共有する。

(d) 懲戒のしくみや方針、および愛国的式典に関する規則に関する勸告を含め、本申立に関して合同委員会が行なったこれまでの勸告に十分に配慮する。

(e) 上に挙げたこれまでの勸告に関する努力を合同委員会に逐次知らせる。(傍線筆者)

### 4 日本政府文科省の対応

2度目の勸告後、8月4日に文科省交渉を行なった。教員団体と日本語訳の共同作成、地方教育委員会と適切指導の共有、この2点に絞って交渉した。相手は文部科学省初等中等教育企画課専門官水島氏。水島氏は、「検討中」の1点張り。何を言っても「検討中」。都教委には何も送っていなかった。約30名参加。

10月7日に再度文科省交渉を行なった。相手は同じく水島氏。あきれたことに回答はまだ「検討中」。勸告も都教委へ送られていなかった。つまり2ヵ月間たなざらされていたのだ。この日は40名参加。

東京新聞によると初等中等教育企画課堀野晶三課長は、セアートは「いろんな国から代表の委員が来て日本の事情なんてわからない」「なんとかしてくださいと訴えるロビー活動団体のいうことをだいたいそのまま勧告し政府の意見は尊重されない。」「中身の判断ができないから両者で話し合いをしないという勧告になっている」と答えている。

セアートは3年かけて慎重に調査し討議



(写真提供筆者)

し国内事情もよく掴んだ上で勧告を出している。「対話」は国際人権機関の常識だ。文科省の国際条約や勧告へのあまりの理解不足、いや予断と偏見。呆れるほかない。

## 5 自由権規約委員会からの勧告

11月3日、自由権規約委員会・CCPR センターから総括所見が公表された。

38. 委員会は、締約国における思想及び良心の自由の制限についての報告に懸念をもって留意する。学校の式典において、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱することに従わない教員の消極的で非破壊的な行為の結果として、最長で6カ月の職務停止処分を受けた者がいることを懸念する。委員会は、さらに、式典の間、児童・生徒らに起立を強いる力が加えられているとの申立てを懸念する。(第18条)

39. 締約国は、思想及び良心の自由の効果的な行使を保障し、また、規約第18条により許容される、限定的に解釈される制限事由を超えて当該自由を制限することのあるいかなる行動も控えるべきである。締約国は、自国の法令及び実務を規約第18条に適合させるべきである。

(「市民会議」訳)

ついに自由権規約委員会からも勧告が出された。これには文科省も都教委も慌てたことだろう。

スペインのゴメス委員は10月13、14日に行なわれた第7回日本報告審査の中で、次のように質問をした。

「東京都教育委員会は、2003年以降毎年国旗掲揚の際起立斉唱しよう通達している。起立せず、歌わなかった484名の教職員に対し処罰が科されている。場合によっては6カ月教職が停止されている。これは規約18条の1で認めている思想・良心の自由とどのような整合性があるのか。日本政府の報告パラグラフ216から219に基づいて理解したのは、東京都の校長が教員に対して国旗や国歌についての教育を命令しているので教員は従う必要がある、ということだ。教育を行なうことと、起立斉唱を求めると、これは違う問題ではないか。条約で求める思想良心の自由との整合性を伺いたい」

これに対して文科省は同じ内容を繰り返して、有効な回答ができなかった。

私たちはレポートと公式ブリーフィング発言で、セアートから2度に渡り是正勧告が出ていることを強調し、子どもたちが肩を揺さぶられたり、手を引っ張られたり物

理的な力によって立たされたこと、教員は停職6ヶ月もの処分（私自身が受けた）を受けたことを強調した。そして起立できない行為を「良心的不服従」と位置づけ、絶対的保障の権利と見なすべきであると委員会に求めた。

その結果上記11・3総括所見（勧告）が出されたのである。

自由権18条1項は思想・良心の自由の絶対保障、2項は強制の禁止、4項は父母の権利である。18条3項には、「宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であつて公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。」（筆者傍線）とある。表明する権利を制限するには、法律に定められている、公共の安全などのため必要なもののみである、という要件を満たさなければならない。

10・23通達は、法律ではなく、公共の安全などの保護でもない。従つて、10・23通達によって思想良心の自由を制限するなどあつてはならないのだ。

「自国の法令及び実務を規約第18条に適合させる」ために、直ちに10・23通達を無効にしなければならない。

## 6 都教委の対応

11月14日とや英津子都議へのレクチャーに「市民会議」とアイムが同席させてもらった。約15名。

セアート第1、第2勧告が出、今また自由権勧告が出たが都教委はこれにどのように対処するつもりか、と問うたところ、「都教委は答える立場にない」。文科省の責任だ、という当事者意識の全く欠落した回答が返ってきた。当事者であることをガンガン追及し、申入書を手渡し、10・23通達撤

## 包括的な性教育を

### スイス・ジュネーブの国連「障害者権利委員会」の改善勧告

障害者に対するあらゆる差別の禁止や基本的自由を守ることを定めた「障害者権利条約」は日本も批准し締約国となっている。日本の取り組みを国連の「障害者権利委員（権利委）」の審査が8月中旬スイス・ジュネーブで初めて開かれ、改善勧告（総括所見）

回、教育委員との面談、人事部とアイムとの交渉、を要求して1時間を終えた。

## 7 結び

起立斉唱の強制は人から精神の自由を奪う。天皇制公教育が再び大手を振って歩かないように、今、頑張りた。少数者の痛みを思い、多文化、他民族共生社会を求める子どもたちが育つていくよう、共に踏ん張りましょう。

（わたなべ・あつこ／「日の丸・君が代」ILO・ユネスコ勧告実施市民会議）

児玉 勇二

が9月初旬出た。私たちが訴えた包括的な性教育の実現も勧告された。障害のある女子の性虐待が増えていることを、その原因として国連で認められている包括的性教育が、日本では政府の特異なイデオロギーで禁止されていて、これの実現が勧告され、訴えてきた私が共同代表している「障がい児の権利を訴える会」が7日、東京都内で報告集会を開き大勢参加され、障害のある

議員も結集し、学生が50人ズーム参加した。国連欧州本部内の約900人が入る大会議室で8月の2日間、計6時間にわたって対日審査は行なわれた。日本政府側は7府省25人が出席、18人の権利委員と対面で質疑応答して実施した。私たち「訴える会」メンバーは、他国に比べ異例の過去最多規模となった約100人の傍聴団に加わり、私は、今まで扱ってきた障害のある女子の性虐待では、被害者がトラウマとして一生続くもので、加害者が被害者が障害故に供述に疑問が残るとして無実となっている現状の不条理を訴えた。だからこそ、日本では私が弁護団長をした七生養護学校事件で、2003年7月の統一協会や右翼都議らの



(写真・小宮純一)

攻撃で禁止されたその後国連でガイダンスができた包括的性教育の実現が必要なことを訴えた。(下記児玉陳述書参照) 審査委員は真剣に聞いてくれた。むしろ日本政府に障害のある人の訴えを聞いてほしいことを涙ながら訴えていた。

これらの審査結果を踏まえ9月9日に提示された改善勧告は、障害のある子とない子が共に学ぶ「インクルーシブ教育」確立のために、障害がある児童生徒すべてが個別支援を受けられる計画を立てる必要性を指摘するなど、同条約第1条から33条までにわたる数々の懸念93項目と勧告92項目に及んだ。

中でも特に、障害のある女性と少女、知的・精神・感覚的障害があつて施設、学校、家庭、地域で生活する人に対する「性的暴力からの保護と救済が欠如している」と懸念を示し加えて、すべての障害者が質の高い、年齢に応じた保健サービスと「包括的性教育」を受けられることも制限されているとして、これらを受けられるようにすべきと勧告した。

### 統一教会による「新純潔宣言」による性教育バッシング

この集会で七生養護学校事件で意

見書を出してくれた浅井春夫立教大名譽教授らは、日本での性教育バッシングは1992年の統一教会による「新純潔宣言」から始まって特に七生養護学校事件で全く禁止されるようになった歴史を指摘した。

98年に小学校で突然導入された性交を学校教育では取り扱わない「はじめ規定」が学習指導要領に固定化された。23年度から文科省が始める「生命の安全教育」も、性交と妊娠、避妊や中絶は教えないとしている。国際的な包括的性教育フレームの『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』(ユネスコが09年に公開)とはかけ離れ、世界から取り残されているなどと訴えた。

現地でも通訳も務めた帝京平成大の村山佳代さんは「権利委員は私たちNGOの話をよく聞いてくれた。審査では政府に対し『質問に答えていない』との厳しい発言もあり日本担当委員の涙ながらの『障害がある人々との継続的コミュニケーションをとることによってのみ、障がい者の人権は保障される』とのあいさつは感動的だった」と話した。

認定NPO法人・女性障害者ネットワーク代表の藤原久美子さんは「優生保護法などで日本では障害がある女性は性や生殖に関する意欲や能力がないとみなされ、障がいがある弱みに付け込んだ性被害が各地で

多く起きている」と発言した。

同条約は06年12月、国連（ニューヨーク）で採択。「Nothing about us, without us（我々に関することを我々抜きに何も決めるな）」の精神でつくられ、08年に発効、日本は14年に批准（140カ国目）した。締約国は条約を実施するために何を行なっているか、進捗や課題を報告する義務がある。

総括所見（勧告）に法的拘束力はないが、日本政府は対策を講じるよう求められ、28年2月までに改善結果を報告しなければならぬ。

## 児玉陳述書

私は本件性教育を禁止された七生養護学校裁判の弁護団長をし、障害のある子への性的虐待裁判も数件やっている弁護士です。私の「知的・発達障害児者の人権」（現代書館）の本でこれらを詳しく事例ごとに紹介しています。

今回の「国連に障がい児の権利を国会に訴える会」は既に2019年6月13日付けで、2022年6月28日付けで、今回は「私たちは国連に勧告を求めます」の追加レポートと資料も出しました。これで不十分であった点を補充します。

今まで実践してきた障害のある子どもたちの性教育を、七生養護学校事件を契機と

して性教育ができなくなったのは日本の場合政治家からの介入が原因になっていることが特徴です。

（以下は本審査では簡単に道徳的性教育価値観と要約しました）私の本の83ページに書きましたが教材を取り上げた都議らは石原都知事の教育を実践する「教育改革を提言する東京教育再興会議」の代表で、「ジェンダーフリー論を持ち込ませない」「不適格教員の排除」を方針にしてこの2003年7月事件の時七生の教材を取り上げたのです。既に2002年5月に自民党の山谷えり子議員が、参議院の委員会で厚労省の下での2001年作成された「思春期のためのラブ&ボデーBOOK」を非難する質問をしました。「セックスが命をはぐくむ営みだ」という重く神聖なものという視点が欠けている」などの主張を展開しました。その後同様の角度から一部の週刊誌が取り上げ、高橋史朗、八木秀次など保守論客がその批判を繰り返しました。2005年には「過剰な性教育ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム」（座長安倍晋三幹事長代理・当時）を立ち上げ、同年6月各地の不適切事例なるものを情報提供者不明のままに国会に提出したのです。これ以来性教育実践は国家の、都の指示に従ってしかできなくなってしまうていったのです。これ以

後、七生事件の裁判では、政治家の教育への不当介入は許されなことを、七生の性教育は適切な教育とも認定判断され、国連でも七生と同じ包括的性教育ガイドランスがその直後できていったにも関わらず、昨年には国連の子どもの権利委員会からも勧告されているにもかかわらず現在も、いまだ禁止されているのです。

障害のある子、特に女の子のためにも、国連からの私たちの性教育の総括所見勧告が必要なのです。

2019年の都の「性教育の手引」の改定も、文科省の2023年4月からの「生命の安全教育」も、内容は別途で述べているように包括的性教育に届かない、従来の特異のイデオロギーの性教育の方針を頑なに維持しており、国も都も拘束力があるとしている学習指導要領に従うよう教育現場を指導していて、その犠牲者が多くの障害のある子、特に女の子なのです。権利条約6条という複合的な差別で、障害、女性、子どもの3重の差別を受け犠牲に被害にあっているのです。どうか助けてください。

## 障害のある子の性虐待のケースから

日弁連の報告書1のケースは7ページで水戸事件の水戸地裁の2004年3月判

決、浦安事件の2005年4月判決（私も参加）が挙げられています。浦安では加害者は刑事事件では無罪になっています。

私の先程述べた1997年虐待で廃園になり社会問題にもなった白河育成園事件で障害のある女子数人が性的虐待を受けていることが最後に発覚しましたが、被害が重大で親に迷惑をかけたくないとパニックになるほど被害の甚大性で告訴を断念しました。友部病院性的虐待事件では、学習障害を持つ23歳の女性に精神病院の看護師から、性教育をすると騙されて地域復帰のための訪問看護で性暴力を受け1審は敗訴、しかし2審は逆転330万円を県と看護師に支払わせました。加害者が無罪となった浦安事件もこの本で紹介しています。これは各新聞社の記者が本にしています。2010年12月大分での知的障害の女性がわいせつの被害を受けたけれど告訴能力を否定したケースなど私は自分の本でそれぞれ紹介しました。

それ故にその性暴力被害防止の為に七生のような性教育が、国連の包括的性教育が必須なのです。この本の第4章でこの事件を「障害児の性的自立と教育の自由」「都立七生養護学校事件1審2審判決をめぐって」で展開しています。つなん出版から出されている『かがやけ性教育！』（七生養護

ここから裁判刊行委員会編）もとっても詳しくこの七生の性教育の素晴らしさを解説していますので資料として提出します。

マスコミでも最近この障害のある女の子の性虐待のケースが多く、性教育も必須であることの記事も多く出ています。日本では最近このようなジェンダーフリーをバツクラッシュとして禁止された性教育を復活して欲しい、同性婚、夫婦選択性別性を認めて欲しいとの世論が高まっています。その中で国連にも資料として提出して陳述した朝日新聞の大久保真紀記者の記事から、その性虐待のデータの記事をピックアップしてみました。2022年連載第7部「障害のある子どもを性暴力から守るために」によれば以下の通りです。

- ・海外では障害のある子はそうでない子に比べて性暴力被害に会う割合が3倍高いという調査結果があり、日本ではその実態は十分把握されていない。
- ・内閣府が2017年度30歳未満の若年層の性暴力被害状況の14の相談支援機関に対して実施した調査によると、集まった被害事例268件のうち障害の有無の回答があった127件うち精神発達障害などがあつた人は55%占めた。
- ・NPOの「しあわせなみだ」というグループが発達障害のある人の回答のうち32人

のうち71%に当たる人が何らかの性暴力を経験していた。

・日本視覚障がい者美容協会のWEB調査でも回答のあつた女性68人のうち70%にあたる48人が視覚障害に乗じた性的被害にあつている。

・法務省によると2018年に検察が「嫌疑不十分」として不起訴にした性犯罪は548件あり、そのうち被害者に障害があつたケースが61件、その理由としては供述の変容や変遷などの証言の信用性が疑われるケースが少なくなつたと言われている。

・放課後デイでは性被害は12年度は1件だったが、20年度は92件が性的虐待で氷山の一角と指摘されている。

・厚労省では努力義務だつた従業員への研修や虐待防止のための責任者の設置を今年4月から義務化した。

既に学校での教師の性暴力を防止する法律も最近成立し、他のレポートでも紹介しましたが、法律の規制が必須になつていほど日本では社会問題になつてるのです。このような点からも今回の性教育の最終所見、勧告は必須です。

（こだま・ゆうじ／弁護士、国連に障がい児の権利を訴える会共同代表）

# なぜ被災者は被告にされてしまったのか

## 東京都目黒区でおきている奇々怪々な人権蹂躪事件

中部 博

### 高額家賃の区民住宅をめぐる奇怪な事件

東京都の23区は、市町村に準ずる特別区で、選挙で区長と区議会議員を選ぶ地方自治体である。

目黒区はその23区のなかで人口28万人弱の小さくて目立たない区のひとつだ。私は目黒区を故郷とする区民のひとりである。

人権蹂躪事件があるみに出たのは、昨年（2021年）7月に、月額家賃19万円の目黒区の区民住宅Cで一人暮らしをしていたAさん（67）を被告とする裁判を、目黒区目黒区長が東京地方裁判所に提訴したからだ。区民住宅からの退去と、その時点で滞納している家賃約750万円を弁償しろという訴えである。

この事件は最初からずつと奇怪なのだが、まず区民住宅という公的住宅を理解しないと、最初の奇怪さがわからない。

目黒区は区民住宅を「中堅所得子育て世帯の住居支援を目的に設置し」と位置づけ、申し込み資格の第一番に「18歳未満の子が

いること」と書いている。

目黒区長の提訴によって被告にされてしまったAさんは、この区民住宅に入居した時点では夫婦二人だった。また夫が病死したあとには一人暮らしの年金生活者である。つまり最初からずつと区民住宅の位置づけや資格に合致していない。

この変則的な入居を指示し認めたのは、他ならぬ目黒区である。

### 区民住宅は「応急仮設住宅」とみなされた

なぜ、Aさんが区民住宅で生活していたか、という問いに答えがあるとすれば、Aさん夫婦は2011年3月の東日本大震災の被災者であり、目黒区がこの区民住宅を応急仮設住宅とみなしたからである。

宮城県気仙沼市で自営業をいとなんでいたAさん夫婦は、大震災の津波で店舗兼住居をすべて失い、気仙沼での避難所生活を余儀なくされた。

さらに大震災で気仙沼の医療機関が機能

不全におちいり、夫はがん手術後の治療をうけられなくなつて病状を悪化させたが、気仙沼で治療を継続する見通しがたたなかった。

Aさん夫婦は気仙沼市と相談し、災害救助法にもとずいて、気仙沼市の友好都市である目黒区の支援申し出をうけることにした。夫は東京出身者であり、数年前まで夫婦二人で東京に住んでいたので、東京へ移転し治療を継続することにのぞみをかけた。

「目黒区からの支援申し出にすることができました。その時は、本当に助かったと思います。」とAさんは手記に書いています。

大震災から約2か月後の5月に、夫は単身で目黒区へ移転し、目黒区が用意した「応急仮設住宅」とみなす区民住宅Bで避難生活を始めた。病氣治療を再開できたのである。

Aさんは気仙沼の避難所に残り、生活と自営業の再建を3か月にわたつてこころみるが、震災直後の再建は困難だったので一旦断念し、単身生活をする夫を心配していたこともあり、8月に目黒区へ移転した。夫が暮らす区民住宅Bに同居して、夫婦二人の病氣治療を中心とする避難生活を開始した。その家賃全額を国が被災自治体の宮



城県をつうじて目黒区に支払う。

この区民住宅Bにおける避難生活は、およそ5年間つづいた。

## 自分勝手な決定を繰り返す目黒区

震災から5年後の2016年5月に、目黒区はAさん夫婦へ、区民住宅Cへの転居を指示した。またしても区民住宅である。

目黒区には「住宅に困っている収入の少ない世帯に対して、低額な使用料で賃貸する目的で設置されている」と位置づける区営住宅もある。このとき区営住宅に空きがあったというが、目黒区はふたたび区民住宅をAさん夫妻の応急仮設住宅とした。これが家賃19万円の区民住宅Cであった。

こうしたいきさつはAさんを支援する市民運動家たちが調べたものだが、なぜ目黒区が区営住宅にくらべて非常に高額家賃の区民住宅を二度つづいて選択したのか。その理由を目黒区は後出しジャンケンのように説明してみせたりするが、目黒区の住宅政策のブレが露呈するだけで、目黒区が裁判を有利に進めるための小賢しい方便という印象はいなめない。

この区民住宅Cへ転居した後に、夫の病状が急変し、病魔は生命をおびやかし始めた。Aさんはこう書いている。

「夫の病状がさらに悪化し、脳梗塞を起

こした上に、今までとは別のがんも見つかり、2017年からは車いす生活で、2018年1月には2度目の脳梗塞を起し、誤謬性肺炎を繰り返し廃用症候群を発症、3月には明朝まで持たないという状況になりました。」

こうした最中の2017年9月に、目黒区は半年後の応急仮設住宅の打ち切りを、Aさん夫婦へ通知してきた。

## あまりにも安易な考えをする目黒区行政

災害救助法の応急仮設住宅の設置には期限が定められている。段階的に被災者を救助支援していく考え方の法律だからだ。その期限がきたので、国は応急仮設住宅の制度を打ち切り、次の段階の救助支援制度に移行する。

そのことを目黒区はAさん夫婦へ伝えてきたが、強引であった。つまり半年後には応急仮設住宅の家賃を国が払わなくなるので、家賃全額を支払って住みつづけるか、立ち退くか。あるいは気仙沼の災害公営住宅へ引っ越すかという三択である。

しかし言うておくが、たとえば東京都の対応はまるでちがった。東京都の支援をうけて東京都の公的住宅を応急仮設住宅としていた被災者たちは、応急仮設住宅の制度が打ち切りになっても、希望すれば東京都

の公的住宅での生活を継続できた。東京都が応急仮設住宅の期限到来を見越して、被災者たちが引き続き東京都の公的住宅で生活ができる対策をおこなったからだ。こうした自治体による対策は、東京都だけに限らず、おそらく被災者をうけいれたすべての自治体でおこなわれているとみられる。

すでに1997年、当時の厚生省は「(応急仮設住宅を設置した自治体が) 恒久住宅への移転を推進・支援すること」という国の指針を出しているからだ。2017年には「住宅セーフティネット制度」が始まっている。

こうした東京都などの対策や国の指針と制度は、住む場所という基本的人権を守るためにあるものだ。社会福祉である。

この指針や対策そして制度などを目黒区が知らなかった可能性があるそうだが、たしかに目黒区の対応はAさん夫婦に退去を迫るだけであった。

ここでも奇怪なのは、国の指針を知らなかったとしても、憲法で定める基本的人権と社会福祉の思想からみて、Aさん夫婦に対する目黒区の対応が、人権を蹂躪すると考える職員がいなかったことだ。そんなことがあるのかと思うが、目黒区はきわめて安易に基本的人権を蹂躪した。ひとりの区民として、このような安易な決定をする目黒区行政の怖さは半端ではない。

## Aさんと話し合わない目黒区の怠慢

Aさんは目黒区の対応について、こう綴っている。

「私は打ち切りの半年ほど前から、区の担当者に低廉な公営住宅への転居を相談していました。夫が余命宣告を受けていても気仙沼へ戻れる状況ではないことや、年金頼みの生活であること、それまでも公営住宅に応募してきたものの当選できず、打ち切り後の住まいを自力で確保できる見込みが立たなかったからです。」

「また、移動は不可能という夫の診断書や治療費の明細を区に提出し、退去の猶予を求めたりもしました。しかしどんな時も、区の担当者からは『とにかく出ていってもらわないと困る』と言われるばかりでした。」

目黒区は相談には応じず、一方的な通告どおり、2018年3月末で応急仮設住宅を打ち切り、Aさん夫婦へ、区民住宅の明け渡しと、打ち切り後の家賃の弁償を要求した。

この年の10月に夫が亡くなった。その後Aさんは他の制度を利用して転居する相談を目黒区に二度ほど持ちかけているが、目黒区は相談に応ずる姿勢を一切みせなかったとAさんは言っている。

そして奇々怪々の決定打となる目黒区議会の全員一致の決議がおこなわれる。

### 区議会の全会一致でAさんは被告となった

目黒区は「Aさんが不当に区民住宅を占拠している」として、2021年6月の目黒区議会・第2回定例会へ、Aさんへの退去と弁償をもとめる裁判を起こす議題を提起した。

提起をうけた企画総務委員会では、疑問をもって質問を重ねたり要望をつけたりする委員（区議会議員）がいたが、どういうわけか委員会の全会一致の賛成で本会議へおこられた。その本会議でも全議員の賛成をもって可決された。

目黒区区議会議員はこのとき、自民党10人、公明党6人、共産党5人、立憲民主党2名、NHK党1名、維新の会1名、諸派および無所属10人の合計35人がいたが、全員賛成だった。すでにAさんから相談をうけていた議員がひとりいたそうだが、事情を知るその議員も反対をしていない。

この異常な決議は先例主義からきたそうだが、いままで公的住宅における家賃滞納事件では全員一致で賛成してきたという慣習があったからだという。「議会制民主主義の限界」という深刻な言葉が冗談に聞こえる

ほどの愚鈍なる事態であった。Aさんが感じた恐怖と孤独を考えると身がすくむ。

裁判でAさんの代理人になった弁護士は、区議会議員が区役所に「騙された」と言っていたが、それが事実であれば目黒区は自分たちの間違いをわかってやっていたことになる。

「騙された」全議員は被害者だが、基本的人権にかかわる議題だったにもかかわらず、Aさんから直接に事情を聞こうとしない議員はひとりもいなかった。

### 目黒区長と区議会議員に勇氣と器量があるなら提訴を取り下げて話し合いで解決すべきだ

こうして目黒区も区議会も自浄作用を失ったまま、Aさんを被告とする裁判が2021年夏に東京地裁で始まった。

第1回公判で「和解」を提案したAさんに対して、目黒区の代理人は「和解はしない。とことん闘う。なぜなら目黒区議会で決まったことだから」と主張した。責任転嫁の主張だが事実である。

裁判開始後3か月ほどで、Aさん区民住宅から退去し、知人宅へ身を寄せた。目黒区は第2回公判では些細な事柄をあげて退去を認めなかったが、第5回公判では退去を認めて「訴え変更申立書」を出したので、



次々とフライヤーを発行し運動が盛り上がっている。裁判傍聴は満員で、集会には50人以上が集まる。

この裁判の主要な争点は完全に解決した。残るは約850万円にまで積み上げられた家賃の弁償の争いだけである。目黒区が短期で終了する甘い見通しで提訴した裁判は、すでに1年間をすぎて長期化している。Aさんと代理人弁護士が主張する反論を目黒区が処理しきれていないからだ。Aさんを支援する市民運動「めぐろ被災者を支援する会」がパワフルに活動している。「裁判の取り下げ」と「話し合い解決」を求める4000筆以上の署名を集め、裁

判での反論を支える調査チームが活躍し、公判では傍聴席からあふれる傍聴人を集めている。門前払いを食いつづけても諦めない連続的な陳情、その陳情を審議する区議会委員会の傍聴、区役所前でのビラまきと、あらゆる直接行動をおこなっている。

だが、議会の自浄作用がなくなつたいま、もはや責任のすべてをまたされた目黒区長と目黒区議会議長は「係争中の事件」を理由に解決行動をとっていない。区長と議長はAさんの人権を蹂躪したことが、全区民の人権を蹂躪したことには他ならないという、日本国憲法の道理を理解しようとしていない。理由にならない理由を口にして社会的な責任と義務をはたさない彼らは、みずからドロ沼に足を踏み入れてしまった。

このドロ沼は何よりもAさんを苦しめつづけている。Aさんの不安を考えると胸が痛い。また区民たちは、区長と議会への不信をいだき、区の議員も職員たちも深く悩んでいるにちがいない。だが今後とも区議会と区役所の不名誉なおこないが次々と露見していくはずだ。その不名誉の直撃をうける人たちは、職責と人間性を問われるのだから、見たくもない悪夢であろう。

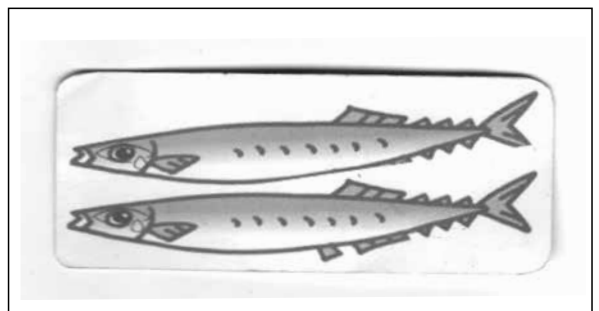
もはや最後の砦となった区長と区議会議長は、早々に提訴を取り下げる行動を起こし、Aさんとの話し合い解決に踏み出すべ

きだ。それが選挙で選ばれた者の勇氣と器量というものだろう。

立憲民主主義は、人びとが選挙で選んだ議員や行政の長、そして公務員などに、日本国憲法を守らせることだ。選挙や多数決は方法論と手段にすぎない。

ぜひ、この事件に関心をもつていただきたい。裁判傍聴など連帯と協力を頂戴したい。「めぐろ被災者を支援する会 megurohaisaiya.blogspot.com」の端くれメンバーのひとりとしてお願いを致します。

(なかべ・ひろし/ノンフィクション作家)



\*「めぐろ被災者を支援する会」のシンボルマークは2匹のさんま。落語『目黒のさんま』を由来とする。

連絡先：153-0004  
目黒区鷹番2-20-18-403  
連絡先メールアドレス：meegrohaisaiya@gmail.com

## 政権、原発回帰か

市民が問われている

### はじめに

東京電力福島第一原発の事故から12年になろうとしているが、依然として「原子力緊急事態宣言」は解かれていない。東日本を主に日本列島に広範にばらまかれた放射性物質の健康影響は、これからも長く続くだろう。かつてなかった大規模の公害でもある。事故というより、核惨事と呼ぶほうが実情を表している。

事故原因の解明には未だほど遠く、あわせて10基の福島原発の廃止措置は未だ定まっていない。汚染デブリを取り出すのか、取り出さないのか。取り出したとすると、何処へ持っていくのか。跡地をどうするのか。判断も道筋も、茫漠としている。

大きな地震動におそわれたなら、再び環境に大量の放射性物質が放出される懸念がある。溜まり続ける放射能汚染水をどうするのか。海洋放出を強行しようとしているのか。政府に対して漁民たちを中心に根強い反対が続いている。

### 山口 幸夫

人々は放射線被ばくによる健康障害に怯え、子どもたちは甲状腺がんに苦しめられている。避難した人たちの人権は守られていない。わたしたちは平常時を生きているのではない。緊急事態は未だ続いているのだ。

### 唐突な原発回帰指示

市民、住民がこのような状況の中にあるというのに、岸田首相は、「安全性の確保を大前提にして」と条件をつけて、原発回帰を打ち出した。これは、フクシマ核惨事を経て決めたこの国の原発に関する政策を、一方的に変えようとするものである。

去る8月24日、第2回のGX実行会議において、既設原発の最大限の活用と新増設、次世代革新炉の開発・建設、運転期間の延長を提案し、年末までに具体的な結論を示せという指示を出した。GX実行会議の構成メンバーをみると、この方針の背景がわかる。会議の議長は総理大臣、副議長はGX実行担当大臣（＝経産大臣）と内閣官房長

官、構成員は外務・財務・環境省の各大臣および有識者である、事務局は経産省資源エネルギー庁である。Gはグリーンのことだが、環境省の影はうすい。

フクシマ核惨事のもつとも大きな責任は原子力推進を国策とした国にある。東京電力には、事故を起こした当事者としての責任がある。それだけでなく、国策に協力してきた政治家、財界、マスコミなどにも逃れられない責任がある。そして、原子力を推進してきた科学者・技術者への信頼は決定的に失われた。まあ、事故は起こさないと信じていたわたしたちにも、責任はある。ふるさとを怒りとともに避難しながら、「何もわりごとでもねえの」という思いはわかるが、胸を張っては言いにくい。

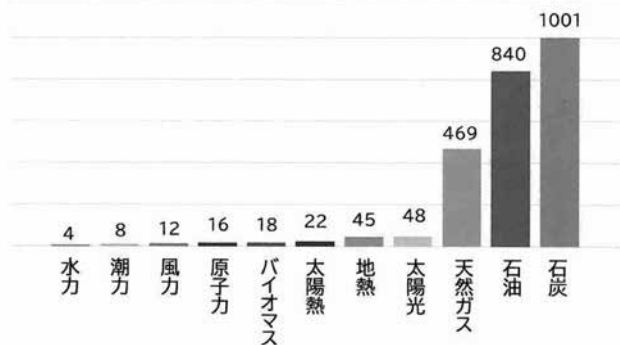
### 気候危機

フクシマ核惨事の反省から国会に於ける議論を経て、2012年に導入された原発の規制条件のひとつに、「発電用原子炉を運転できる期間は40年とする。ただし、原子力規制委員会の認可を受けて1回に限り20年を超えない範囲で延長できる」があった。それ以前は、運転期間はきめられていなかった。どの製品にも、保証期間があるように、万が一にも大事故を起こしてはな

らないので、原発の寿命を決めたわけである。それを、岸田首相は、投げ捨てようというわけだ。

なぜそうなのかは推測されよう。大義としては、気候危機の進展は食い止めねばならず、そのためには温室効果ガスを削減せねばならない。それも生半可ではない。2030年までに、19年比で43%を削減する。2050年までには実質ゼロにする、というのだ。さもないと産業革命以来1.5℃上昇した平均気温の上昇を抑えることができない、というのである。発電時には

(g CO<sub>2</sub>eq/kW)



発電電力量あたりの電源別ライフサイクル CO<sub>2</sub>

CO<sub>2</sub>を出さない原発がよい、となる(図参照)。

堂々とは言えない理由がある。「原子力ムラ」の言い分を聞き入れようという判断である。フクシマ核惨事によって廃炉が24基、長期停止中が23基、再稼働したのは10基に過ぎない。業界、原子力ムラの人々は、少しでも早い再稼働を、しかも運転期間制限なしに、と訴えている。さらに、ロシアのウクライナ侵攻によって、ロシア産の天然ガスや石油の輸入が不自由になって、エネルギーが不足だという背景もうかがわれる。

### 「安全性の確保を大前提にして」?

岸田首相はこう掲げて、再稼働の促進や原発の寿命延長を含めた原発回帰を指示したが、本気でそう考えているのだろうか。また、GX実行会議のメンバー、経産省エネルギー庁の原子力小委員会の大半の委員たちはどうだろうか。

おそらくそうではあるまい。世論の反応を見ているのではないかと考える。東京電力の福島第一原発の事故発展プロセスは未だ、解明できていないことが多い。いいかえると、あのような過酷事故を防ぐための対策を立てることができないということである。原子力規制委員会の新適合検査に

合格した原発で、避難計画が策定されようとしているが、被ばくなしに避難できない計画になっている。東海第二原発では、住民の訴訟をうけて法廷で争ったが、水戸地裁は住民の訴えを認めて、再稼働を認めない判決を出した(21年3月)。

原子力規制委員会はフクシマ核惨事を受けて2012年に発足した独立性の高い組織だが、その田中俊一初代委員長は、「規制委員会の安全審査で規制基準に適合すると認められれば安全である」との政治家たちの物言いにたいして、「安全審査ではなくて、基準の適合性審査である。安全だとは申し上げない」と述べている(2014/7/16記者会見)。

新規制基準が急いでつくられたために、少なからず、不備があることを知っていたからであろう。また、老朽化していく原発の寿命延長のための安全性検査というものが、極めて困難なことを知っているからであろう。

運転期間の延長について、2代目の更田豊志委員長は、「圧力容器の照射脆化について、電気協会での脆性遷移温度の評価式に関して、随分前から規制委員会は苦言としか注文をつけているけれど、一向に音沙汰がないのですよね。(略)都合の良いところのつまみ食いの議論をやるうとして

いるように聞こえるのですよ」(2018/8/3記者会見)と語っている。

原発を長年にわたって使っていると、核分裂反応のさいの中性子が原子炉容器の内壁をたたく頻度が増大するので、容器が金属的性質を次第に失い、脆くなってくる。これを中性子照射脆化と呼んでいる。脆化が進むと、緊急時の熱衝撃によって原子炉容器が破損して重大な事故になる恐れがあるので、脆化の程度を正しく把握しておかねばならない。しかし、それがたいへん困難なのである。一応の脆化予測の評価は提案されてはいるが、基礎的な間違いが指摘されて、確かな方法はないのが現状である。はつきり言うとは、「安全性確保」を実現する方法は、原発を廃止する以外には、存在しないのである。「大前提に」したくとも、できないのである。

### 次世代革新炉

これも世論を誘導しようとする表現だが、従来の設計に幾つかの改良を加えたり、実現する見通しのない核融合炉まで入れて、5つの次世代革新炉なるものが原子力小委員会のテーマに挙げられて意見交換がされている(表)。岸田首相の指示による。表の中で、「革新軽水炉」だけが実現性のあるものであろう。それでも2030年代

前半に建設開始、30年代半ばに運転開始、という甘い皮算用である。仮に試作基が実現したとしても、30年に温室効果ガスを19年比で43%減には間に合わない。小型軽水炉、高速炉、高温ガス炉、核融合炉のそれぞれの建設開始、運転開始の予定年代を見れば、願望というべきもので、とても本気の話とは受け取れない。

### 原子力3原則は初めから守られなかった

かつて、ヒロシマ・ナガサキの悲惨な経験のあと、核分裂反応を原子兵器にではなく、「平和利用」しようとする世論が圧倒的多数を占めた。しかし、原子力研究がはらむ危険な将来を懸念した研究者たちが強く反対した。議論の末、日本学術会議が発した声明「原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明」(1954/4/23)の下に、原子力の研究が始まったのであった。「原則として、まず原子力の研究と利用に関する一切の情報が完全に公開され、国民に周知されることを要求する。(中略)これらの原則が十分に守られる条件の下にのみ、わが国の原子力研究が始められなければならない」とある。

現実はどう進行したか。真つ先に「自主」が放棄された。輸入炉にたよって始まったのである。そして、原子力に集まった人た

次世代革新炉の概要と経済産業省の導入見込み

炉型	内容	建設開始	運転開始
革新軽水炉	新しい技術を導入した大型軽水炉	2030年代前半	2030年代半ば
小型軽水炉	おおむね電気出力30万kW以下の原子炉	2030年代半ば	2040年代前半
高速炉	高速中性子を利用する原子炉。 高速増殖炉もんじゅ(廃炉)などがある	2040年	2040年代半ば
高速ガス炉	冷却材にヘリウムガスを用いた原子炉。 炉心にセラミックなどを使うため、軽水炉に比べて高温を利用できる	2030年	2030年代半ば
核融合炉	核融合反応を用いた原子炉	2030年代半ば	未定

ちによって「原子力ムラ」が形成され、強固な集団となった。そのために、情報は独占され、都合の悪い情報は隠され続けた。住民・市民は必要な情報が入手できず、結果的に、「原子力安全神話」が生まれ、おまかせ民主主義というべき社会になったのではないか。そして、それがフクシマ核惨事をもたらしたのではなかったか。さきに触れた「わりごと」とは、「原子力ムラ」の人たちに任せてしまったことを意味するのではないか。

## 対立を克服する

すでに半世紀前に、アメリカの核科学者A・ワインバーグはトランス・サイエンスという概念を提起した。科学の問題であるが科学だけでは答えの出せない問題群をそのように言おうというわけである。言い替えると、社会的な(市民的な)判断なしに、回答は得られないというのである。例をあげれば、低線量被ばくの影響や化学物質の環境影響などは科学的に実験して解明するためには膨大な作業と研究費が必要であり、年月がかかる。現実には不可能である。フクシマ核惨事を経験してみると、生命系や人権を守ろうとすれば、原子力と手を切る必要がある。原子力に安全性はないのだから。

そのような議論をする場、熟議をおこなう場はどのようなものになるだろうか。おそらくは、現代社会に不可欠とされてきた地下資源に頼るのではない、地上の資源に頼る新たな文明を目指す議論になるのではないか。

エネルギーとしては再生可能エネルギーを利用する選択しかないのだと考える。岸田首相の唐突な指示を契機に、市民こそが問われているのだと思うのである。

(やまぐち・ゆきお／原子力資料情報室・共同代表)



カット：村雲司

## ▼表紙絵の作者▲



渡辺 武

(わたなべ・たけし)

1916(大正5)年11月3日生。埼玉県北葛飾郡櫻田村(現・鷺宮町)字上川崎出。埼玉県北葛飾郡桜田小学校、埼玉県春日部中学校卒。小学校在学中に大札記念全国小学生成績品展覧会において優秀として表彰され、水彩画を献上する。34(昭和9)年帝國美術学校(現・武蔵野美術大学 師範科)入学。37(昭和12)年卒。P・C・L(現・東宝映画)美術部勤務。映画「ハワイ・マレー沖海戦」「燃ゆる大空」などの美術を担当。同年4月、第12回国画会展に「風景」出品。「ジュンヌ・オム」結成に参加し、第2回展に「祈り」、翌年の第3回展に「夢想する家具」、第4回展に「風化」他出品。38(昭和13)年、第8回独立美術協会展に出品。41(昭和16)年、「青年美術家団体」結成。42(昭和17)年5月、第3回美術文化協会展に「人々」他出品、会員となる。44(昭和19)年応召。沖縄に出征。東部第83部隊西郡隊、球第16788部隊ハ隊所属。45(昭和20)年6月15日、沖縄・首里にて戦死。享年27。

1977(昭和52)年10月、豊島区池袋画廊にて「渡辺武遺作展」開催。雑誌「文化評論」(新日本出版社)同年11月号の口絵に「人々」が掲載。90(平成2)年7月、板橋区立美術館「昭和の前衛」展に「風化」出品。10月名古屋市美術館「日本のシュールレアリズム1925-1945」展に「祈り」「風化」出品。96(平成8)10月、広島県立美術館「20世紀美術の誕生1920・30年代の欧州・米国・日本」展に「祈り」出品。2000(平成12)年11月、郡山市立美術館「グループ(貌)とその時代」展に「祈り」「風化」出品。板橋区立美術館に作品収蔵。(新版戦没画学生人名録「戦没画学生慰霊美術館」無言館編)

のら  
運動か  
現場  
戦争をとめる！ やらせない！  
——10・21シンポジウム

大木 晴子

私の土曜日夕刻は、この20年近く新宿の地下広場で意思表示をする時間。

長いのか、あつという間なのか。

無関心、無感動な世の中は加速しているなあと感じる。

アベ政治の間に積み重なってしまったモノから抜け出たいと思う 気持ちが、重い！ 逃れたい！ 打ちのめしたい！ といつも闘っている。

私は、9月27日の国葬の日、国会周辺の沢山の「国葬反対」を叫ぶ人たちの中を歩いていました。初めて意思表示の声を上げるような方々の姿も感じられました。私は、この気持ちを憲法を守り抜く運動に繋がって欲しいと願いながら、疲れた体に「頑張れ！」と声をかけながら歩き続けました。

この時、閃いたのが「沖縄スパイ戦史」という映画を今だから観て欲しい、「ノーモア沖縄戦 命どう宝の会」のメルマガを今だから読んでもらいたい、という思いでした。そうだ、集会をしよう！

私は、沖縄で2月に立ち上げた「ノーモア沖縄戦 命どう宝の会」の賛同をしてから、機会があったら会を広める為に東京で応援の集会をしたいとずっと考えていました。

そして、10回以上観て「戦争を止められる力がある映画だ！」と想い続けている、三上智恵監督・大矢英代監督作品「沖縄スパイ戦史」の上映をしたかった。その夜から気持ちは動き出しました。

会場はLOFTの9番目のお店！、加藤梅造さんが9に拘って造られた「渋谷LOFT9」にしようと、直ぐに梅造さんに空いている日程を探してもらいました。

三上智恵監督には話をして予定を聞いていました。夜中に、「10・21国際反戦デー」はいかがですか？ とメール。

私たちにぴったりの日程でスタートしました。

朝になり三上監督からゲストを増やしましょうと声がかかり、沖縄の映画を撮っておられる永田浩三さんをお願いメールを。

10・21国際反戦デー「ノーモア沖縄戦 命どう宝の会」

戦争をとめる！ やらせない



鈴木 耕



山城博治



三上智恵



永田浩三



「数日、待ってください」と、会議が入っていると言われて、ご迷惑をおかけするなあと想いながら待つと、「大丈夫です」と嬉しいお返事をいただきました。

ここで司会をお願いする鈴木耕さんにご連絡を。デモクラシータイムスでご活躍の鈴木さんに、集会の記録を撮って頂くこともお願いしました。



すると、もう一人話してくださいる方がいるといいなあと言われて大慌てでした。お身体のこともあるからコロナがまだ心配な東京なのでリモートでも、と、夜中に山城博治さんに熱いお願いメールを送り、ドキドキしながら待っていると、昼休み時間に山城博治さんから電話が入り、「沖繩のことを想ってくださいる気持ちを読んだら渋谷LOFT9へ行きます！」と嬉しいお返事を頂きました。

告知する時間が短くて、人が来て下さるかどうかが最後まで心配でしたが、当日LOFT9は満員の参加者で席がうまりました。

映画は、各地で上映された時よりもずっと戦争が近づいてしまった今！ 重く迫りました。

それだけに三上智恵監督がこの会の為に作った18分の映像は記憶に刻まれました。

このシンポジウムの記録がデモクラシータイムスから57分に撮影・編集されて、こちらのURL（囲み参照）で公開されています。ぜひ見てください。

～戦争をとめる！やらせない～  
「10・21 シンポジウム」  
[https://youtu.be/Rp6\\_EW3bZLU](https://youtu.be/Rp6_EW3bZLU)

『与那国島に戦車が走った。米軍の車両も。船会社は大型フェリーを4隻も軍備のために強制的に契約させられた。』シンポジウムで話されたことが、現実今日のニュースに。

「日米共同作戦で戦場になるのは沖繩だけではありません」三上監督の言葉のように、戦争は他人事じゃない。

ノーモア沖繩戦の会緊急編集のブックレット『また沖繩が戦場になるって本当ですか？』も刷り上がりました。これから突入する時代にこのURLが、そしてこの一冊が活きてほしいと心から願っています。

（おおき・せいこ／新宿西口反戦意思表示、写真提供・筆者）

米国の中間選挙が関心を集めている。そのさなか、おもしろい記事を読んだ。民主党支持者と共和党支持者とでは、ジーンズの好みがちがうというのだ。民主党支持者はリーバイスを、共和党支持者はラングラーを好む。リーバイスとラングラーの差異は、日本人にはピンとこない。尻ポケットのステッチのデザインがちがいくらいしか思い浮かばない。リーバイスとラングラーも、若いころの私には憧れのブランドだったが、当時は、どこで売っているのか、そもそもわからなかった。

連載エッセイ第89回

鈴木一誌

## 弱いつながら

リーバイスとラングラーのちがいは歴然としていられるのかもしれない。ジーンズの好みがちがえば、それにともなつて、ビールの銘柄の嗜好なども変わるのだろうか。クルマの銘柄の選別にも影響を与える可能性もある。

現在の米国では物価が高いと聞く。ラーメンやハンバーガーが日本円に換算しておよそ3000円との報道もある。大戸屋のニューヨーク店では、ホットケの定食が6000円との記事を読んだ。インフレは、共和党を後押しする可能性が説かれている。リーバイスとラングラーへの好みの

ちがいは、突き詰めていくと、銃規制や妊娠中絶の是非などの大きな問題に届いてしまふ。米国の民主党支持者と共和党支持者とによる米国の分裂である。しかし、民主党支持者と共和党支持者とできれいに二分されるのではない。移民の問題がある。トランプ元大統領へのラティーノ（中南米なドスペイン語圏出身者やその子孫）の支持が高まっているそうだが、ではラティーノは、おなじ中南米からの移民に共感を抱いているのか、というところもそうではなく、複雑

その弊害を、ソニーや大手銀行を例に引いて説いていく。「タコつぼ」をいかに打破するか、違法建築の発見や病院の専門化にまで触れる。そのソニーだが、1995年から10年間、そのソニーのトップだった出井伸之さんの「お別れの会」に関する記事が新聞に載っていた（『日本経済新聞』2022年10月31日）。かつては、「タコつぼ」だったのかもしれないが、いまのソニーは「弱いつながら」が生む革新へと変化しているのだという。

な感情を抱いているらしい。民主党支持者と共和党支持者のほかに複数の亀裂がうごめいている。

『サイロ・エフェクト 高度専門化の罟』（ジリアン・テット、文春文庫）という本をおもしろく読んだ。「サイロ」とは、日本の政治学者・丸山眞男がとらえた「タコつぼ」のことだと捉えてよいだろう。現代の社会では、効率化と専門化のために、各人が「タコつぼ」に入ってしまう。結果として、「タコつぼ」どうしの連絡がとれにくくなる。

「事業ごとの個性や組織のちがいを尊重しつつ、専門の壁を越境した弱いつながら」を意識的にたくさんつくっていくのだという。リーバイスとラングラーのちがいにこだわっている場合ではない。

今年の日本シリーズでのオリックスのたかいぶりを見ていると、「弱いつながら」とのことばを思いうかべた。その日、ベンチにいる選手のそれぞれの個性と才能を集めて、たたかっていく。それを見極める監督の才能が必要だが、「弱いつながら」の環では、一か所が切れてもすぐつなげられる。したたかである。

（すずき・ひとし／ブック・デザイナー、題字デザインも筆者）

## 〈よそのの〉目線の広島④

# 秋空のもと、 有症状者のつぶやきと 叫び

田浪 亜央江

広島に来てから、秋は意外に長いと知った。

東京では、秋はたんに冬の手前の季節だった。一日ごとに日が短くなるのを実感し、寒いのが苦手な私は悲壮感さえおびて身がまえたものだ。だが、澄んだ高い空に紅葉の稜線がくつきりとした対比を見せる光景が、毎日ごくゆつくりとだけ変化してゆく広島で、秋という季節の存在感を視覚によって意識するようになった。市街地を囲む山のなかにある勤務先の周辺を車で通る時、ほかの季節にはことさら露悪的に、「このイナカくさい景色にはほとほと飽きた」などと内心いちいち罵倒してみたりするのだが、そんなどろどろした思いは今の

季節の空気に触れるとたちまち拡散して、微塵もなくなる。

空気の澄み具合は山にかなわないが、市の中心部を流れる川沿いの道を通り、橋を渡るすがすがしさも、今の季節が一番だ。自宅から中心部に出る時は、車ではなく小回りの利く自転車に限る。平和大通りを渡り、太田川沿いを少し走って平和公園のなかを突っ切るのは、一番早しい視覚的にも好ましいルートだ。肺を入りする空気まで心地よくて、願わくばこんな季節がずっと続いて欲しいと思う。

平和公園脇の西側の道路はしばらくずっと空っぽだったが、団体バスが何台も縦列で停車するためのスペースという本来の機能を取り戻しつつある。公園内に入ると、一時期ぱったりと途絶えていた修学旅行生たちが大勢目につく。制服も集団行動も苦手な私には関心の埒外なので、ただ歩行者に自転車の先をぶつけたりしないことだけ気をつけて通り過ぎる。公園を東に抜けると一気に光景は変わり、お好み焼き屋やコンビニを挟んで始まるのがアーケード付きの「本通り」だ。極端な言い方をすれば、広島市の繁華街というのはこの本通りと、その裏通りにほぼ集約されてしまう。

商店街の隅に自転車を置き、アーケードの下を歩く。ふと「G7広島サミット」と

書かれた白地のポスターが目にとまる。県内の自治体や経済団体が中心となって出来た「広島サミット県民会議」が作ったもので、「オール広島でサミットの成功を目指します」とある。新聞ですでに何度か目にしたロゴは、例によって折り紙と鶴の意匠で、下には原爆ドームを前景に太田川周辺の光景が横長に入っている。よくもまあこの陳腐さに飽きないものだ。日本の植民地責任も加害責任も、アメリカの戦争犯罪も問わず、それを正当化するために「ヒロシマ」を利用するこのイベントに反対する「G7広島サミットを問う市民のつどい」に、私は賛同表明だけはしている。さっきまでの気持ちよさは一気に吹き飛んで、じわじわと「盛り上がりムード」が醸成されてゆく街の雰囲気は速足で歩きながら反芻する。

雑居ビルのエレベーターで「サミットがあるから……」と携帯電話越しに話す男性と乗り合わせたその同じ日、コピー屋での作業中に「サミットもあることだし……」という従業員同士の会話が聞こえて来たことがある。サミットがあるから何なのかは不明だが、サミットを利用して、あるいはサミットを口実に、何かを提案したり始めたり進めたりと、何らかの「あやかり」には違いない。他方、平和資料館に勤める知人は、サミットのせいで余計な仕事が膨大

に降ってくることに「恐怖でしかありません」と嘆いていた。勤務先の大学主催のイベントでも、「県民会議」のチラシが撒かれることになっている。それ以上に何か踏み込んだ「協力要請」が教員レベルに及ぶとは思えないが、「広島サミットを応援する全県的取り組み」とか「地元からの開催支援」という言葉がこれからますます増殖してゆくのを思うと、陰鬱な気持ちになる。

私は先進国だと自認する国々が、法的根拠もなく勝手に仲良しグループを作って自分たちの利益を追求しようとするサミットそのものに反対だ。だが広島にいと、広島で開催しさえすればそれが「核なき平和な世界」につながるかのような言葉だけを書きつらね、じつさいには経済界主導で観光や県産品アピールの場として活用し経済効果を期待する「広島」の節操のなさのほうに気がなる。要はG7でもスポーツ大会でも、広島が注目される大規模イベントなら何でもいいのだ。「G7広島サミットを問う」よりは、「平和」をブランド化して利用する「広島」のあり方のほうがよほど問われなくては、と思う。

午前中の時間が空いていたこの日、平和公園を自転車で行き、商店街を歩いて私が向かった先は、県のPCR検査場だった。去年から同居を始めたパートナーが、ゴホゴホと

咳込みながら数日間の国外滞在から戻ってきた。持病の咳喘息が出ただけだから、コロナとは関係ない。私もその説明を鵜呑みにして気にしていなかったのだが、前日、喉のあたりに何となく違和感が出て来た。今はもう何も感じないから、気のせいだと思えなくてもいい。というよりも、県のPCR検査場は「無症状者対象」だから、ここはそう思い込んで検査を受けようと決めた。

夕方、同居人の陽性が判明した。責めるわけにはいかないが、イラツとするのも事実だ。おそらく私も陽性だから、夜中に大学に行き、授業で使う資料を一切合切自宅に持って来て、今後1週間はオンライン授業が出来るように準備した。翌日は喉の痛みで目が覚め、次第に頭もガンガンし始める。だが少なくともまだ私には陽性判定は出ていない、と気を取り直してオンラインで授業をする。別に、教育熱心なわけでも真面目なわけでもない。あとで補講をしたり、しない場合の辻褄合わせが面倒なだけだ。終わって一息つく、と、電話番号を頼んでいた同居人から、私の携帯電話に陽性の連絡が入ったことを知らされた。

こうしている場合ではない。感染したと思われる日から最後に勤務先を出るまでのあいだに会った同僚や、面談をした学生に連絡して事情を伝える。抵抗はあったが、し

かたなくコロナ感染者の集約をしている勤務先の窓口にも連絡した。翌日来た窓口からの事務的な返信には、ごくさりげないふうに「コロナに罹患された方については、教職員も学生と同様に執行部に報告をしておりますので、その点ご了承ください」と書かれています。執行部というのは、学長、3人の理事と事務局長の5名をさす総称だが、彼らに感染者の情報が伝えられることが、感染対策上必要だとはまったく思えない。

外出が出来なくなった翌朝、窓から見える太田川はきらきらと秋の陽光を反射させている。本当はこの日、準備が始まった「資料室」の友人たちと一緒に市内から車で2時間ほどの倉橋島へ出かけ、「解放塾」という場所で在日朝鮮人関係の資料を整理する作業に参加するはずだった。白状すれば、今回の本欄では倉橋島の話を書こうと決めていたのに、それもかなわなくなった。

症状がおさまって回復したら、広島の方の彼方の高い空に向かって叫んでやる。こんな小さな街、窮屈な職場には、もううんざりだ！ 陳腐な「平和」アピールも、思考停止したサミットあやかり商法も、空高く吸い上げられてしまえ。病人だから今は何を言っても、きっと大目に見てもらえるだろう。

(たなみ・あおえ／中東地域研究)

# 〈統一教会〉と「自民党」の戦後史

天野 恵一



イラスト：ほしのめぐみ

——さあ、天野さん、今回はどういふ問題から入りますか。統一教会（元「世界平和統一家族連合」）をめぐる問題のマスコミ情報は、この間、大量に生産され続けています。やはり、ひき続き、これからは入りますか？

天野 ウン、入り口の問題に、これまでふれただけだからネ。そうしますけれど、何からはじめようかナー、情報洪水はさすがで、もうヘトヘト。

——以前も「アップアップ」と泣き言もいつてたけど、なんでもかんでも読みすぎなのよ、重要なものだけキチンと読んで、レポートすればいいのよ、合理的に。マアックになりすぎよ、「男の子」でしよう（笑）。泣きいわない！

天野 あのネー、なにが、どのように重要なのかはそれなりに読んでみなければ、わからないでしょ。だから大変なの。人の苦労も知らないでヨクユーヨー。

——ナルホド。言われてみれば、ソウね。ゴクロウサマ（笑）。それだけ苦労したのなら、その成果をぜひ、ドウゾー（笑）。前号の「編集後記」で天野さんがふれていた、自民党議員の安倍「国賊」発言。あの人、正式に処分（党役員停止）されたでしょ

う。この件からなら始めやすいでしょう。いかが。

天野 ハイ、そうします。

——いやに、素直ネー。

天野 あの村上誠一郎（元行政改革担当相）の件はエーと。10月14日の『東京新聞』の「特報部」の記事から引くね。あの『国賊』を『国葬』にする日本国」と書いた「後記」の短文を、キチンと説明することを、ここでやりたいから。

「物議を醸した『国賊』」という言葉。日本国語大辞典第二版（小学館）によると、『国を乱し、世に害を与える者。国家に仇（あだ）するもの』という意味だ。古くは鎌倉時代に使用われ、戦前戦中は軍拡主義に反対する人に投げ付けられた言葉でもある。茨城大の佐々木啓准教授（日本現代史）は、『戦前国家主義運動の中で、天皇の意思をねじ曲げて国を乱しているとして、政治家らが国賊や君側の奸（かん）などと指弾された。国家・国民の敵として攻撃される恐怖心は強かったのは』と推察する。近年は、ネットウヨ（ネット右翼）や右派論壇が左派をそしる言葉としておなじみだ」

——天野さんたちの反天皇制を訴えるデモでは、殴りこんでくる街宣カーの右翼の常用語ですよ、ね。「国賊アマノ、死ネ」とか、「チヨーセンへ帰レ」とか連呼されてきましたよ、ね。

天野 ウン、天皇制に反対する奴はみんな朝鮮の人という民族排外主義の精神が貼りついた、本当に自分の悪い嫌な言葉ですね。だから僕らの文化の中で使うべき言葉ではないことはハッキリしている。村上という議員は、国葬なんかに出るか、「財政、金融、外交をぼろぼろにし、官僚機構まで壊した。国賊だ」と発言したんでしよう。自民党文化の一つの流れからすれば「国賊」発言は、かなり当たっているでしょう。

——エ、そうですか。

天野 外交・財政・金融をボロボロにしたのは、その通りだし、その評価はともかく、「統一教会」との深い深いつきあいとそれにプラスしたら、彼らの文化から、こういう発言が飛び出しても、少しもおかしくないとと思う。

私は、最初に聞いた時、統一教会とのつきあいの件でストリートにそう罵っているかと思つたもん。

——どうも、ストンと来ないわ。天野さんは「編集後記」で「奴らの文化からすれば『反共国家主義』イデオロギーの共通性は前提としても、韓国の（奴らの言葉でいえば）『反日』反天皇制」教祖の

教団と政治協力しつづけ選挙も勝ち抜いてきた『アベ』。／この『アベ』権力のハチャメチャさは実は岸信介から始まる『自由民主党』政治全体のハチャメチャの象徴である。／自民党の改憲プランは「旧統一教会」の改憲プランと「一致」している点(特に『緊急事態条項』と『皇室条項』)があることも話題になっている。戦後保守協力の政治の根っこにある。とめどもない腐敗を、歴史的(戦争下の植民地支配から続くそれ)具体的に明らかにし続けること」。

こう書いているでしょう。「一致しているのは『皇室条項』ではなくて『家族条項』よね。これは誤植でしょう。」

天野 ウン。ヒデーまちがいになって気になっていたんだ、よく気づいたネ。

——私だって『東京新聞』の8月2日の「こちら特報部」の記事。両者の改憲案が、有事や災害時の政府権限の強化を旨とす「緊急事態条項」と基本単位を社会に置いて個人の尊重をないがしろにする「家族条項」の点で一致しているという大きな記事には注目していたもの。国家主義と家族共同体主義は共通しているんでしょ。でも「反日＝反天皇制」教祖という対立という点を、どういふふうにかえるべきなのか、よく理解できない。

安倍自民党右翼つて、本当は天皇主義じゃあなかったの。そんなおもしろい話なの？ 安倍つて、明仁天皇や美智子皇后に強く反発していたのは、そいうことなの？

天野 イヤ、そういう次元の問題ではないと思う。

もう少し、具体的に確認しておくね。絶対的「現人神」文鮮明の「お言葉」に、日本は罪深きエバ国である(韓国はアダム国)という主張であり、それが軸になった「教え」が実行されているのは事実。朝鮮を侵略し植民地支配した日本人は罪人であり、多額の献金はそのつぐないという教え。侵略も植民地支配も歴史的事実だけど、こういう教義。教祖は原罪なきメシアで唯一の神人。日本との関係については、わかりやすい週刊誌記事があるから、こちらの方を紹介します。『週刊現代』(11/19・26)号の「統一教会文鮮明『日本憎悪』の凄まじい未公開語録」には「昭和天皇をこの手で暗殺する」「日本の女は寢床にはいつくばる」「対馬は韓国の領土」「西郷隆盛は韓国人」などという主張が紹介されている。統一教会の教えを支えている心情のベースは韓国のウルトラ・ナショナリズムであることは明白ですね。この記事はこう結ばれている。

「『御言葉選集』で記録されているような思想を根底に持った人物が創設した宗教団体が自民党と深い関係を築き、政治に食い込んでいたことを、日本国民はあらためて認識する必要があります。」

——自民党それも安倍派・日本会議系の天皇主

義(神道右翼)の人達が、どうして統教会と組めたのかしら？ どういうこと？ だって日本人に対しては彼らが「反日自虐史観」とかいつて攻撃していたものを、より宗教的にグロテスク(極端)にしたものでしょう。私も日本の侵略や植民地支配を非難する権利は、被害国の人々には十分あると思うけど。なんかヘンチヨリン。なんで自分のところにお金持つてこないのよ？

天野 もう少し、回り道するね。統一教会について、すさまじく緻密に批判的に研究してきた櫻井義秀という北海道大学の教師、彼と中西尋子さんという人の共著『統一教会―日本宣教の戦略と韓日祝福』(北海道大学出版会、2010年)が教義の批判的解説、そして活動の実態を元信者や韓国にいる合同結婚式後の日本人妻の現役信者の大量インタビューなどを素材に詳細に分析していて、すごく教えられました。この本です。

——ウツ、そんなトンデもなく分厚い学術書、私には、とても手におえないわ。私の方は、このところテレビにまで出ている、鈴木エイトさん。ほんとにしつこく体を張って、統一教会を追いかけ続けてきた人の『自民党の統一教会汚染追跡300日』(小学館、2022年)と、もう一人の持続的追跡者、議員だった有田芳生さんの『統一教会とは何か』(大月書店、2022年)。前に出た本の増補改訂版だけど、この2冊のルポは、いそいで読んだわ。天野さんは当然読んでいでしょうが。

天野 ウン。つい最近佐高信さんが作品社でまとめた『統一教会と改憲・自民党』もありませんね。これは以前からいろいろ書いたものまとめだから、原理・統一教会に關するものはそれほど収められていないけれど。それと、有田の方は「立憲フォーラム」で、自民党との關係史を中心にパンフレット出しているでしょう。こちらの方はすこぶる便利ですよ。『統一教会―銃撃・北朝鮮・自民党』で9月に出た百円のパンフだけども——今どき百円パンフ。それはいいわ(笑)。

天野 脱線してしまいそうだから、本題に戻ります。

櫻井さんという研究者にもう一冊『アジアの公共宗教―ポスト社会主義国家の宗教關係』(北海道大学出版会、2020年)という編著があります。その中に「戦後日本における二つの宗教右派運動―国際勝共連合と日本会議」という彼の論文。おそらくこのテーマで書かれた唯一の研究論文だと思うけど、これを読んでみて、今までの私たちの反天皇制運動の大きな認識の欠落に気づかされました。マイッタナーという気分です。

——天皇制問題について、めずらしく謙虚ですね。いつもは、俺はワカッているという傲慢な態度なのに。

天野 ソンなことナイでしょう。それはあなたの偏見でしょう。

——ハイ、本題にもどりましょう(笑)。

天野 結論的なことだけ。統一教会の政治団体・国際勝共連合は、あの(1968)年に結成されているのね。この論文に2011年の「東日本大震災でのボランティア活動に参加」というところまでの年表がついている。

韓国の朴正熙政権下の南北統一は「勝共統一」がスローガンだった。68年の1月に韓国で国際勝共連合が結成されて、日本では4月に結成、名誉会長は、岸信介の巢鴨プリズンの戦犯仲間・戦後右翼の大物笹川良一。準備に動いた人物の一人にもう一人の右翼の大物児玉誉士夫の名前もあります。元首相、あの安倍晋三の祖父・岸の渋谷区南平台の家の隣に、統一教会の研修所があったことは、この間話題になっていますが、岸も発起人の一人です。晋三の父安倍晋太郎、首相にはなれなかったけれど、その可能性を大いに取り沙汰された自民党の大物政治家。統一教会が首相にすべく、裏でかなり動いた事実が明らかにされていますが、元首相の福田赳夫とともに「偉大なる指導者文鮮明」絶賛組です。中曽根康弘元総理、わりと長期政権でしたよね。彼も教会支持だから選挙で支援される議員のメンバー、「勝共推進議員」だった。アメリカでの脱税有罪で、日本への入国ができた

かった教祖文鮮明、特別入国へ動いたのは、あの自民党の金庫番と言われた裏金づくりの名人金丸信。安倍晋三の選挙協力は明白。ここまで明らかになれば、戦後のほぼ一貫する政権政党自民党そのものが、統一教会との關係なしには、ありえない組織であることは明白。1955年に「改憲」を党是として、保守合同で結成されたこの党そのものの責任が、まるごと問われるべきですね。

——この間の、天野さんの強調している点ですね。  
天野 エー、個々の議員らの具体的關係はさらに追及されるべきでしょう。見えてきたのは、まだごく一部なのでしょうから、それはそれとして、自民党の歴史的責任をトータルに問うことこそ必要でしょう。こんなヒデオエー政党が、何故そのまま首相を出し続けて、イケシャージャーと、ナゼ、存在していられるのか。

——本当よネー。日本の戦後つて、何だったんでしょ。

天野 イケネー、また言いたい事の筋が脱線してしまった(笑)。私の「反省」点に戻します。さっき言った櫻井という研究者の論文についている年表を見ると「勝共」つて、日本の右翼大衆運動の一面を持续的に担い続けているんだよね。「1964年各地で自主憲法制定国民大会を開催」

「1976年天皇陛下ご在位50年記念奉祝行事に参加」、「1977年北方領土奪還1000万人署名運動」、「1979年スパイ防止法制定3000万人署名国民運動」、「1990年天皇陛下ご即位式奉祝パレードに本連合から2000人参加」、こんな具合。この間、自民党右翼女性議員のジェンダーバッシング発言、差別発言の裏にも「統一教会」のイデオロギーがある事は、視えるようになってきてますが、そういう問題を含めて天皇賛美を含めた右翼大衆運動の一面を強力に「勝共」も担ってきている事実が、私たちによく視えていなかった。

——右翼大衆運動といえば「神社本庁」系の「日本会議」。

天野 ウン。「日本を守る国民会議」から来る流れね。政治家は「神道政治連盟」。安倍晋三だって「政治連盟」の若きエースだったのだし。やつぱり一面的だったんだね。

——でも、「天皇陛下」絶対・万歳イデオロギーの右翼が、なぜ「勝共」と共闘できたの？

天野 政治力学主義、マキャベリズム、つてのが両者に共通している。当面、左翼運動をたたくところで、共闘しなかったのでしょう。神道主義者グループの一部には強い反発もあったようだから、「勝共」の方は、反天皇・反日本人イデオロギーは、あまり

公然化しなかったんだらうけど、まったく知らなかった、なんてのは、ありえないからね。

——まだ、うまくのみこめない。名前の出ている岸・安倍をはじめとする自民党のボス議員もみんな天皇主義者でしょう。

天野 それはそうです。でも、歴史的に考えれば、「鬼畜米英」で戦争をやってきて、右翼も天皇も負けたらコロッと親米でしょう。戦後ヒロヒト天皇は、沖繩売りわたしの「メッセージ」だけじゃなく米軍にすぎりつく、日米安保体制づくりで政治的に動きまわっている事実が次々と明らかにになっているでしょう。それを可能にしたのは「反共国家主義」イデオロギーの共通性でしょう、〈冷戦構造〉の世界システムが前提でつくりだされた。

——フーン。

天野 だから、戦後の象徴天皇制万歳のイデオロギーつてのは、あらかじめ内容がスカスカ。その空洞がつくりだした「共闘」だと思う。この内容の空洞さ、デタラメさを正面から批判する反天皇制運動がつくれこなかったんだよナ。

——ナルホド、そこが天野さんの反省点のポイントね。少しわかる。でも、絶対の「現人神」、血の「家族主義」（男権主義）、「反共絶対」の強い排外主義、性の多様性をまったく認めない、ジェンダー・

バッシング体質。この点は妙に共通していますね。

天野 そうです、絶対の「現人神」二人は同じ土俵では共存不可能だけど、その点はずせば儒教の伝統からくるイデオロギーは共通してますね。ヘウルトラ・ナシヨナリズムは国を別にして、強く共通してます。だから「統一教会」の政治的影響をうけた改憲案が問題というより、改憲問題については自民党に統一教会と、その点がほぼ同じ思想がながれていること自体を正面から問題にすべきでしょうね。

——ナルホド、天野さんが何にこだわっているのか、少しわかってきました。今回は、私の方は実は『東京新聞』（10/23）の篠田博之さんの「週刊誌を読む」（10月16日、22日）、小室圭さんが「ニューヨーク司法試験に合格したという件をめぐって」「落ちる」ことを前提にしてカラカッていたバッシング週刊誌に「違和感」を表明している文章を読んで、その件で、『週刊新潮』や『週刊文春』や女性週刊誌を当然にも読んでいます。天野さんに、そのズッコケぶりを紹介してもらおうと思っただけです。

天野 もちろん、読んでますけど、バッシングメディアの方は少しズッコケたけど、まったくメゲてなどいませんよ（笑）、タネを変えシナを変え「コムロ・マコ」バッシングは続いています。

その件では僕は『朝日新聞』（10/22）に「小室圭さん3度目でNY弁護士試験合格」な



んで記事が載った事の方に驚いたんですよ。あんなこと、記事にしますかネー。

——ナルホド。こうした件については次回以降で。

**天野** アツ、もう一点、今の天皇が沖縄へ行ったでしょう。彼の代で、天皇行事に格上げされた「国民文化祭」で。この天皇儀礼の批判的検証は今回やれなかった重要な問題です。

——残された課題ですね。忘れないようにしよう。

(あまの・やすかず／本誌編集委員)



カット：村雲司

## 市民意見広告運動事務局

2023年期

### 市民意見広告運動、始動

市民意見広告運動は、来年5月3日（憲法記念日）に、憲法改悪・軍備増強に反対し、9条を実現する政治を求めることを訴える意見広告を新聞全国版ほかに掲載する25回日の運動を開始しました。（本誌に賛同チラシを同封しています）

現在、政府与党は北朝鮮のミサイル発射や「台湾有事」を口実に、「反撃能力」と言い方を替えた敵基地攻撃能力保有など、憲法違反の軍事力拡大を進めようとしています。また、安倍元首相の銃撃事件により、旧統一教会という反社会的団体が自民党などの改憲勢力とズブズブの関係にあり、特に緊急事態条項の創設や家族制度重視の考えなど、改憲案に大きな影響があることがわかってきました。

私たちは意見広告を通じて「自・公政権などの憲法改悪反対！」や「軍事力拡大反対！」などの意思を表明し、世界が武力対武力の構造へと後戻りすることがないように訴えていきます。

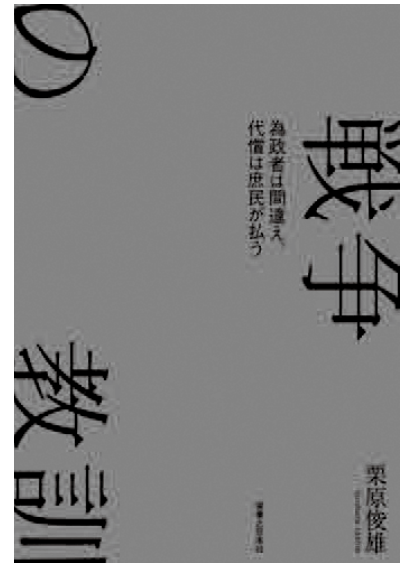
「市民の意見」読者の皆さんには、同封の賛同チラシをご覧になって、ぜひご賛同をお願いいたします。そして、まわりの方へこの運動を広げていただきたいとおもいます。意見広告運動は広告掲

載が目的ではありませんが、そこまでの間に賛同をひろげて行くこと自体が運動です。（賛同チラシは無料で必要枚数をお送りします。事務局までFAXなどでご連絡ください）

ロシアによるウクライナ侵攻が起こり、本年5月3日掲載の意見広告を読んだ新聞読者から「攻められたらどうする？」といった問いが事務局に多数届きました。このような声を考慮しても、武力で平和はつくれないこと、まず国と国との友好・信頼関係を築いて紛争の種を摘み、国と国との安定した関係を保ち、戦争を起こさせない環境を作ることが「攻められない」ために何より重要であること、を強く主張したいと思えます。

事務局では、10月下旬より準備を始め、呼び掛け賛同人（チラシに「私たちも賛同します」とお名前を掲載する方々）への依頼状の発送、賛同呼び掛けチラシの文面検討の話し合いなどをしました。12月9日にこれまで賛同してくださった方々にむけてチラシの大量発送を行います。今後は要請されたチラシやグッズの発送、賛同金の入力など、とにかく人の手が必要な作業が続きます。事務所（J R田町駅、地下鉄三田駅から歩いて5分）に来て作業のお手伝いをしてくださる方のお申し出をお待ちしております。

**北原博子**（きたはら・ひろこ／市民意見広告運動事務局）



## 栗原俊雄 『戦争の教訓』

実業之日本社 2022年8月刊 定価1760円(税込)

本書は、アジア・太平洋戦争の開戦から終戦まで、為政者たちが下した数々の意思決定を詳しくたどりながら、なぜ失敗したのかを振り返る。長年、新聞記者として数えきれないほどの戦争体験者へ取材をし、戦後に残り続ける問題を追いつけてきた著者からのメッセージ。それは「為政者は間違える。時に取り返しのつかない大きな間違いを犯す。その間違いは政策決定に直接関係のない多くの人も、長期にわたる深刻な影響を及ぼす」というものだ。

さらに、ロシアとの北方領土返還交渉、新型コロナウイルスへの対応、東京オリンピック、パラリンピック誘致と開催強行、福島第一原発事故など、戦後の様々な政治的出来事や、みずほや日産といった日本を代表する大企業の

意思決定や行ないについても触れ、アジア・太平洋戦争でたびたび見られたような為政者の間違いが、現代にも共通して起きていることを指摘する。戦争の歴史を「過去のもの」とするのではなく、現代でも通用する「生きた教材」であると具体的に例証する画期的な書だ。

私は「あの戦争」から教訓を学び取る努力が、自分を含め今の日本人には欠けているのではないだろうか、そのような思いで戦争体験の継承活動を始めた。そのため本書はまさに私が考えたかった事に重要な示唆を与えてくれた一冊である。一方で、この本を今一番読んでもらいたいのは誰か、と考えると、それは今の大学生・高校生などの若い世代だ。なぜなら、彼らは「為政者は間違え、その代償は庶民が支払う」というこの本のメッセージを理解していないか、深刻なものとして捉えていないと感じることが多いためだ。その結果のひとつが、民意を無視した強行採決を繰り返したり、公文書の改ざんや廃棄を行ない、責任を部下になすりつけても平然としていられる政権与党への信任として表れていると思う。与党への支持は若い世代ほど高い。

若い世代へのテキストとして考えた場合、本書はもう二工夫あるとより良いものになる。たとえば大学の教養の授業や高校生の自由研究で使われることを想定し、図や写真を多様してよりわかりやすいものにする。現代の政策や

企業経営の事例は説明を補強し、社会経験の少ない学生にもわかりやすいよう、より具体的な説明を加える。

また、事例を絞ってより深く考えさせることもできると思う。例えば、原発政策である。絶対に事故は起きないとする原発の「安全神話」と、絶対に負けないとする日本軍の「不敗神話」。「神話」の存在ゆえに、原発は事故の想定や避難訓練がおろそかにされ、日本軍は負けた時のことを考えることが禁じられた。原発と戦争という「国策」を進めるため、世論は徹底的にコントロールされ、反対派には弾圧が加えられた。そして両者ともに日本を破局的事態へと追いやりながらも、原発は再稼働し、日本軍は自衛隊として復活した。

このような事例を用いながら、現代の政策や企業行動と、戦争当時の為政者の意思決定がどのように同じで、どのように違うのか、どのようにすればよかったのか。自分たちで考えたり、ディスカッションの材料にすることができれば、本書の趣旨はよりいっそう浸透するだろう。自ら考える力を持つ若者が増えることが、この国を再び「戦争をする国」にしたための処方箋のひとつであり、本書はそのために大きな貢献をなしている力作だと感じる。

**福島宏希** (ふくしま・ひろき) / History for Peace代表



# 非暴力と反軍の九条

(30)

古沢 宣慶

## 非暴力は無抵抗ではない

ガンジーの『わたしの非暴力』の「六六 非暴力的抵抗」は次のように書き出している。

「日本軍がわれわれの戸口にまで迫って来ている。非暴力の手段をもって、われわれは何をすべきだろうか？」

「降伏・服従・無抵抗」といった選択肢は、当初からガンジーにはない。「日本軍が上陸を果たした瞬間に、非暴力的抵抗を始めろ」。非協力・不服従の抵抗である。

「非暴力の抵抗者は、彼らにどんな援助をも、水さえも与えることを拒否するだろう。なぜなら、他人が自分の国を盗むのを手伝う義務はいっさいないのだから。けれども、もし一人の日本兵が道に迷い、渴きのために死にそうになって、一人の人間として助けを求めるならば、いかなる者をも敵とみなすことのない非暴力の抵抗者は、渴ける者に三時を与えるだろう。いっばう、もし日本軍が水を与えよと強要するならば、抵抗者たちはあくまでも抵抗して死ぬにちがいない。」(傍点は引用者)

この一文には、私が拙論の第一回で述べた「非暴力」の三要素が凝縮されている。

「非協力・不服従」は、抵抗手段としての「非暴力」である。具体的な技法はG・シャープ『武器なき民衆の抵抗』に紹介されており、前回で触れた。

非暴力的抵抗は「人々の支持と協力を敵に対して拒否する」ことである、とシャープは言う。「それは行動であり、非行動ではない。非暴力行動を手段としていやしくも行使するというのであれば、ひとは無抵抗、屈従、および怯懦を克服せねばならぬ。非暴力的行動は、闘争を遂行し戦闘を闘っていくための手段である。」(傍点は筆者)

ガンジーによれば、それは「サティヤグラハとその分枝である非協力運動や市民的抵抗」(二剣の教義)である。

渴きで水を求める「一人の人間」たる兵士を助けるのは、生き方としての「非暴力」である。侵略軍に属する兵士であろうと無差別に「人間」として接するのは、M・ヴェーバーの言う「愛の無差別主義」である。ヴェーバーによれば、その体現者は、ゴータマ・ブツダ、イエス・キリスト、聖

フランチェスコである。

最古の仏典とされる『スッタニパータ』は「全世界に対して無量の慈しみの意を起こすべし」と言う。

しかしヴェーバーは、過度に合理化されてしまったような現代文化のただ中では、このような生き方は「破綻するほかありえない」と断言した。(中間考察)

そのことを十二分に承知の上でなお、「非暴力」の実現可能性を求め続けたい。

最後の「非暴力」が国家暴力・軍隊の否定、「反軍」である。個人たる「士」には情けをかけるが、組織としての「軍」は容赦しない。死を覚悟して抵抗する。

「このような抵抗者たちは、いつどこでも平静な心をもって死んでゆくだろうが、侵略者の前にひざまずくことはないだろう。」

非暴力抵抗と反軍の闘いこそが、侵略者たる日本人の「道徳的崩壊と人間ロボットへの転落に終わるにちがいない軌道」から、救出することができるのだ。

## 非暴力的抵抗の原理

侵略者に対して、無抵抗による降伏で「奴隷による平和」に甘んずるか、武器をとって暴力的抵抗を行なうか、未だに二者択一しか知らない者は、愚かな上に気の毒であ

る。「第三の道」がある、とM・L・キングは言う。

それは「非暴力的抵抗の道だ。ヘーゲルの総合の原理のように、非暴力的抵抗の原理は、二つの対立物のもつ真理——つまり服従と暴力——の極端な面や非道德的な面をさけて、この両者を調和させようとするものだ。」(「自由への大いなる歩み」)

キングの「非暴力」は、生き方はキリストに習い、方法はガンジーに従った。後のフリーダム・ライドは州兵に守られた場面があるので、「反軍」はあやしい。ベトナム反戦運動は行なった。

「第三の道」は、説教集『汝の敵を愛せよ』所収の「強い意志とやさしい心」に、発展的に語られている。

「だから、へびのように賢く、ほとのように素直であれ」という「マタイによる福音書一〇・一六」の引用があつて、以下のような書き出しとなる。

「あるフランスの哲学者は『自分の性格の中に、はつきり目立ったアンティテーゼを持たない人間は強くない』といっている。強い人間とは、はつきり目立った対立物をそのまま混合して持っているものである。……人生は相対立するものが実り多い調和の中で総合されてこそ、最良のものとなる。哲学者ヘーゲルは、テーゼやアンティテー

ゼの中に真理があるのではなく、テーゼとアンティテーゼを調和させる新しい総合の中にあるといっている。……われわれは、へびのような強さとはこのようなやさしさとを、強い意志とやさしい心とを総合しなければならぬ。」

「賢さ」が「強さ」と言い換えられている。しかし、キングは「賢さ」を否定したのではなく、むしろ強い意志は「賢さ」に支えられたものだ、と言いたいのだ。愚かであることが「信仰」深さの証しである、というような宗教観は、キングにはない。

「強い意志は鋭く、洞察力があつて、神話や伝説のからを破り、偽りのものから真実のものをえり分ける。強い意志を持った個人は、機敏で、ものを見抜く力を持っている。その人は、堅実な目的としっかりした発言を目ざす強くてきびしい資質を持っている。」

その後に「意志薄弱」の批判が続く。明晰な頭脳と確固たる意志は「非暴力」の必要条件なのだ。

「しかし、われわれは、強い意志の鍛錬だけでとどまってはならない。福音はやさしい心をも要求している。」

「はどのような性質を伴わないで、へびのような性質だけを持つことは、情熱に乏しく、さもしくて、利己的だ。逆に、へび

のような性質なしに、ほとのような性質だけでは、感傷的で、氣力に乏しく、目当てのないものになってしまう。」

わたしのような仕事をしていると、どちらかに傾いている「信仰者」に接することが多い。「非暴力」の実践者たらんと欲するものは、マイナスに転ずる性質の克服に努めなければならない。

暴力は「決して永続的な平和をもたらしものではない」と宣し、「剣をさやに納めなさい」(ヨハネ一八・一一)と結んでいる。

「第三の道」たる「非暴力的な抵抗の道」は、「意志の強さと心のやさしさを結び合わせたものであり、しかも、意志の弱さから発する自己満足や怠惰、心の無常さからくる暴力や激しさをさけたものである。」

### 白旗論批判

小林直樹『憲法九条』は、天下の岩波書店が出版した新書である。通俗的権威を嫌って「岩波」を避ける方々もいるが、「九条」を口にする者ならば、一応は目を通すべきだと思う。

小林は、「戦争放棄の趣旨をあくまで貫いて、侵略軍に対し始めから白旗を掲げ、無抵抗に降伏すればよい」という考え方を「白旗論」と呼ぶ。「たしかに尊敬に値するし、また戦争の惨禍(とくに核による壊

滅的被害)を考えれば、国民の生命を軽視した国防論よりは、はるかに賢明で現実的な選択だといつてよい。」

「しかし」と小林は言う。「白旗論は一步誤ると、無法・非道な侵略者に対し、何の抵抗もなく、降参し服従するという、無力な敗北主義になるおそれがある。それでは、自由や正義を求める民主主義の精神に反し、また民族としての自律と自尊心も失うことになる。さらに自主的精神のバックボーンのない無抵抗主義は、諸外国の軽蔑を受け、国際的支持を失い、その結果として侵略の誘惑を高めることにもなりかねない。非武装平和主義は、無法な力を用いる外国のいいなりになるような屈従を意味するものであつてはならないのである。

憲法の平和主義は、戦争を放棄し、戦争の手段たる軍備を禁じたけれども、すべてを国連まかせにするという虫のいい他力本願をとっているわけではない。国家として戦争を放棄する代わりに、不正な侵略者に対し国民が自由人権のための抵抗をする自然権は、むしろいつそうつよく認めているとみてよいであろう。不当な暴力的侵略や占領に抗して、素手の人間が長期にわたる抵抗や闘争を続けることは、いうまでもなく大きな勇氣と忍耐と英知を必要とする難

事である。しかし、国民の生命を『守るべき最高値』とし、生活や文化の民主の様式をそれに次ぐ防衛目的とする限り、非武装・非暴力の抵抗は、憲法九条の精神に沿いながら、高度に合目的な機能を営むと考えられる。」

「非暴力抵抗の諸形態と方法」は、G・シャープに依つており、前回私が紹介したものと重複するので省略する。

シャープも小林も、「市民的防衛」の議論が我が国で活発化することを望んだが、そうはならなかった。

### あえて矛盾を生きる

『韓非子』の「矛盾」の話は、理想的君主とされる堯の明察と舜の徳化が、両方向時に成り立たないと論旨を受けたものである。

「突き通すことのできない盾と、どんなものでも突きぬく矛とは、同時に存在することはできない。今、堯と舜と両方を並べて誉められないというのも、この矛と盾との話と同じである。……天下を治めようとするのに、凡庸な君でもたやすいということとを捨てて、堯舜でさえ難しいとしたことに従おうとするのでは、とても政治を行なうことはできない。」

いわゆる「ロシア派」によれば、プーチ

ンは全く悪くないと言う。悪いのは挑発したNATOの方だ。

NATO側に言わせれば、バイデンの脅しがりなかつた、米軍自体の介入を否定すべきではなかつた。

自衛隊を活かす会編『非戦の安全保障論』で、伊勢崎賢治は、キウイ侵攻はプーチンの「ブラフ」だと言う。「東部と南部に展開しているウクライナ軍を誘い出し、同地を手薄にさせる陽動作戦だろう」。4月1日の鼎談の段階では、伊勢崎には「的中」のように見えたらしい。しかし、これをプーチンによるウクライナ傀儡化とみた国際世論は大きく反発し、NATOによる武器援助を肯定するようになり、ゼレンスキーは救国の英雄となった。

ガンジーですら「侵略者と防衛者とを区別するぐらいは、アヒンサーの信奉者にも許される」と断言しているのだ。非武装・市民的防衛の準備が整っていないウクライナが「国を挙げて」武装抵抗することを、「アサンサー(不殺)の信奉者」も否定することはできない。

しかし、「九条実現」の信奉者は、非武装・非軍事・非暴力の立場を捨てることもできない。「抵抗」するウクライナに精神的・道義的共感の意を表明し、可能な範囲での非軍事的支援を行なうことしかできないの

だが。

ウクライナの軍事的優位による「停戦」を願いながら、あくまでも九条に依拠した非武装防衛が正しい、と主張し続けること。あえてこの矛盾に耐えること、困難な道を選ぶことしか思いつかない。

(ふるさわ・せんけい／日蓮宗・浄鏡寺住職)

# 読者の声

◆浅井基文氏の見解は、この会の全体の意見の反映か？

埼玉県さいたま市 浅川安子  
「市民の意見」No.193について」いろいろな方のご意見、参考になったがトップの浅井基文氏の見解は、この会の全体の反映なのだろうか？ トップに位置されているのでそう思う。これほどはつきりロシア寄りに断言できることなのだろうか？

◆「戦争は絶対にしてはいけないの声」とのせめぎあい

長野県下伊那郡 何原弓弦  
時宜を得た会報の記事、非常に参考になります。ロシア侵攻は軍事費拡大の声をさらに大きくし、今後の不安を大きくしています。戦争は絶対にしてはいけないの声とのせめぎあいで

## 市民の意見30の会・東京 2022年9月～10月 会計報告

### 収支計算書

収入の部		支出の部	
一般会費	230,000	印刷費*3	256,036
協力会費	115,000	送送費*4	207,600
敬老会費	280,000	編集経費*5	52,380
グリーン会費	5,000	旅費交通費*6	129,032
(会費小計)	630,000	家賃*7	254,446
カンパ	111,500	通信光熱費	28,444
事務所費分担*1	200,000	事務経費	16,087
雑収入*2	4,400	銀行手数料*8	7,412
受取利息	10	諸会費	11,000
		租税公課	0
収入計	945,910	支出計	962,437
		収支差額	▲ 16,527
前期繰越	12,677,514	当期残高	12,660,987

### 貸借対照表 (2022年10月31日現在)

資産の部		負債・資本の部	
現金	54,801	預り金*9	117,000
預貯金	14,446,721	FIY基金	2,203,535
敷金	480,000	正味財産	12,660,987
合計	14,981,522	合計	14,981,522

(\*1)意見広告運動事務所経費分担金。(\*)2)グッズ・冊子販売。(\*)3)会報193号印刷。(\*)4)会報ほかDM便等。(\*)5)執筆謝礼図書カード、通信交通費ほか。(\*)6)事務所通所費ほか。(\*)7)家賃保証委託契約料含。(\*)8)郵便振込通知書発行料含。(\*)9)意見広告運動賛同金預かり分。

☆会費期限(会報購読期限)は、お届けする封筒の宛名シール下部に記されています。毎号のニュースに振替用紙を一律に同封しておりますが、これは納入請求ではありません。グッズ購入など任意の送金の際にお使いいただくためのものです。ご理解のほどお願いいたします。

す。理論武装をしていかなば。

◆ウクライナでの戦争、どう受けとめればいいのか

神奈川県秦野市 酒井昭子  
ウクライナでの戦争、どう受けとめればいいのか……何も出来ないでいる自分、亡くなった人たちへの負い目だけが增加していくそんな日々。「市民の意見」が何よりの指針。目からウロコが何度落ちたことか。「市民の意見」にかかわっている人、すべての方に心からの感謝！ ありがとう！

◆安倍政治の反民主主義の悪業が明白にされた

東京都昭島市 堀美保子  
特集1、変遷するパワーポリティクス、新

しい視点で興味深かった。

特集2、安倍政治の検証、そうだったよな、あらためて安倍政治の反民主主義への悪業ぶりが明白に示されていた。

◆市民が主人公となる、日本国憲法厳守！

東京都日野市 宗近弘武  
権力者による軍拡は際限なく、権力者の始める戦争にも果てはない。市民が主人公となる体制がいかに重要なことか。日本国憲法厳守！

◆「安典さんへ」をじっくり読みなおした

熊本県菊池郡 村下範子  
No.193が届いた日、裸婦の表紙絵をP2、P3を読んだ後、もう一度じっくり見直しました。涙が出てきました。最初のページだったの

ではまだ見ていません。あとでじっくり見たいと思います。

### ◆「安典さんへ」は深く心を打ちました

北海道札幌市 早川禎治  
日高安典氏の裸婦と巻頭の「安典さんへ」に深く心打たれました。「それから50年……今もあの夏のままなんです」という。

### ◆決して自分にできる行動は止めない

東京都港区 長尾啓子  
私も必ず国会集会（19日）に参加しています。もう83歳になりますが、決して自分にできる行動は止めないつもりです。上京して7年、十九・国会集会は一度も休んだことはありません。まだ友人も少ないですが勉強会もしています。お互い一人一人の力を出して改憲反対運動、カルト集団自民党打倒を目指して頑張っていきたいと思います。

今号は戦死された日高安典氏と、安典氏への感動的な文を読んで、私の体験した戦争を思い出しました。

### ◆映画「教育と愛国」を見た

東京都西東京市 増田弘邦  
安倍殺害後に映画「教育と愛国」を見ました。戦後の教育基本法を否定した安倍政権が教育をゆがめる元凶だと見事に描いています。旧統一教会がらみで、戦後の自民党を総括し、日本国憲法の原点に立ちかえることが日本国民に求められていると実感しました。

### ◆戦争の起きない世の中になりたい

東京都杉並区 牧野正博  
なかなか難しい世の中になってきたように思います。戦争の起きない世の中になりたいと思っております。

### ◆分断を煽る政治家たち

山形県新庄市 伊藤忠志  
安倍政権以降、首相が自分の政策に反対の声を挙げる人達に対して「こんな人たち」と国をまとめていく立場にある政治家たち自ら分断を煽る言動を繰り返し、欧米と同じように社会の分断が進んでいる。とても生きにくい社会になった。逆説的だが本人の「国葬もどき」（国葬儀）でそれが可視化されたと感じた。沖縄市長選7連敗は沖縄だけに期待する我々の問題でもある。

### ◆老後、こんな日本になるとは思わなかった

北海道札幌市 谷代久恵  
異様なことばかり。アベの国葬、理由分からず、統一教会との関係を切るという議員たち。米韓との軍事演習で北朝鮮を刺激し、ウクライナへの武器供与に加担し、まだお金が欲しいのかと思う五輪汚職……。老後、こんな日本になるとは思わなかった。落ち着かない日々。

### ◆論争が大事

東京都杉並区 高橋晶子  
論争が展開できる誌面は本当に面白いです。

### ◆信頼できる「市民の意見」と「週刊金曜日」

静岡県掛川市 中山誠一  
編集委員の皆さん、ボランティアでお手伝いいただいている皆さん、いつもありがとうございます。この「市民の意見」と「週刊金曜日」が私には信頼できるメディアと思っています。

### ★非戦を誓う

東京都足立区 小山善生  
人々の「人の命に対する感覚」が壊されて来ました。国の名の下に。大戦直後の人々の非戦を誓った思いを私は忘れません。

### ★際限なき……

千葉県千葉市 安達宏治  
ロシアのウクライナ侵略を口実にした際限なき軍拡、あらゆるメディア（ことにテレビ）の際限なき劣化、だれのためか分からぬ連合の際限なき右傾化、際限なき……。際限ある寿命が尽きるまで、何ともならぬものか。84歳の絶望。

### ★「おかしい！」と声を挙げていきたい

兵庫県宝塚市 東條敦子  
コロナ対策や統一教会問題など、国民が情報コントロールされ、弱者が生命を奪われていく現実を直視し、「おかしい！」と声を挙げていきたいと思っています。

### ★私たちはもつと怒らなければ！

東京都西東京市 杉田直人  
コロナ無策、アベ国葬、統一教会、原発再稼働・新増設……政権変われど自民支配である限り変わりません。私たちはもつと怒らなければ！

# 編集後記

★20年目の新宿西口反戦意思表示。今年忘れたい出来事があった。「安倍国葬反対」のプラカードが並んだ、9月のスタンディング。中に、小さな写真を添えた「追悼Yさん」のプラカードを持った友人がいた。スタンディングのあとで彼が、「この前で立ち止まって『この方亡くなったのですか、安倍の代わりにこの人を国葬にしてあげればよかったのに』といったご夫婦がいたよ」と言った。9月8日に急逝したYさんの控えめな笑顔が目につかんだ。Yさんのプラカードを通りすがりの人がみつめていたように、言葉は思いがけず人の心に届くときがある。新宿西口地下広場は遠からず、再開発でなくなるといふ。だが遺言になってしまったYさんの9月3日のメール、「今日欠立させて頂きます。冬来たりなば春遠からじ、頑張りましょう。」の言葉も、これからずっと仲間たちの心の中で生き続けていくだろう。(阿部めぐみ)

★自民党と「統一教会」(政治団体としては「勝共連合」との歴史的関係を調べようと思いい、手にした古い本。『政治』の風景(朝日新聞社会部・すずさわ書店・1982年)を読む

んでいて、自民党の1955年の「憲法調査会」で、大石千八委員による「灰皿事件」なるものが存在している事実が目にとまった。彼が灰皿を砕いて怒った時の発言はこうだ。党内タカ派の「平和のための軍事力保持プラン」に対して「なに言ってるんだ。お前から戦争の道を歩んでいるんじゃないか。このやろう、冗談言うな」。

今、自民党岸田政権は核搭載を前提の米国製巡航ミサイル「トマホーク」大量購入に向かう大軍拡へ向かっている。へこのやろう、冗談言うな」は私たちのセリフである。

かつて自民党議員の中にも「九条護憲派」は大量に存在していたのだ。いま、自衛隊違憲論は野党の中でも公然と正面から主張できなくなっている。ヒデー状況、ドタンバである。(抵抗)への道を、戦後史を逆にたどりながら探り続けたい。(前号の「編集後記」の「特に緊急事態条項。皇室条項」は「特に緊急事態条項・家族条項」の誤植です。)(天野恵一)

★フィンランドは来夏1億3900万ユーロをかけてロシア国境に高さ3mのフェンスを設置する予定。しかしそのために多くの野生動物の生態系に異変が生じるとフィンランド環境研究所は警告を発している。この地域に住む狼、熊、猪がロシアからフィ



都立尾久の原公園(荒川区) 2022.11.26

ンランドに入れなくなり壊滅的な影響を受けるからだ。金網のフェンスなど軍事的にはまったく意味がないし、今もヘルシンキーサントペテルブルグ間はバスが往來し人々が入り出している。人間の勝手な行為で野生動物が減少したら、それこそ取り返しがつかない。愚かな政策だ。(細井明美)

★自公政権は、物価の急速な値上がりには対応する気がさらさらなく、コロナ対策もそろりそろりと削減して、そして年金の支給額は減額されている。だが「国際公約の軍拡」だけは断固として遂行する、「民の命」はそっちのけにした「棄民」政策が、自公政権の本意だ。(有馬保彦)

**編集委員**  
阿部めぐみ  
天野恵一  
有馬保彦  
(本号担当)

岡本和之  
北原博子  
西田和子  
細井明美  
(次号担当)

吉田和雄